

令和2年

建設文教委員会

6月16日

豊明市議会

建設文教委員会会議録

令和2年6月16日

午前10時00分 開会

午後3時46分 閉会

1. 出席委員

委員長	ふじえ 真理子	副委員長	青木 亮
委員	ごとう 学	委員	鵜飼 貞雄
委員	月岡 修一	委員	近藤 善人
議長	毛受 明宏		

2. 欠席委員

委員 堀内 ちほ

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	鈴木 美智雄	議事課長	塚谷 友昭
議事担当係長	寺島 慎二	議事課主査	荻 正幸

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	土屋 正典
教育長	伏屋 一幸	参事	小森 賢一
健康福祉部長	伊藤 正弘	経済建設部長	宇佐見 恭裕
教育部長	小串 真美	子育て支援課長	川原 静恵
産業支援課長	秋永 亘正	都市計画課長	中野 忠之
下水道課長	近藤 潔	環境課長	堅田 直寛
学校教育課長	高木 安司	図書館長	吉澤 由美
図書館長補佐	阪野 有里		

5. 傍聴議員

服部 龍一	いとう ひろし	中村 めぐみ	林 ゆきひろ
近藤 ひろひで	三浦 桂司	郷右近 修	清水 義昭
宮本 英彦	近藤 千鶴	一色 美智子	近藤 郁子

6. 傍聴者

一般傍聴者 5名

午前10時開会

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） おはようございます。定刻に御参集いただきありがとうございます。ただいまより、建設文教委員会を開会いたします。

なお、堀内ちは議員より本日欠席の連絡がありましたので御報告いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） おはようございます。本日の建設文教委員会に付託されました案件、9つの議案でございます。慎重なる審査をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶をお願いします。

○議長（毛受明宏議員） おはようございます。建設文教委員会に付託した議案は9件、そして、請願が1件の審査でありますので、よろしくお願いいたします。

なお、昨日に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市長と協議し、当局の職員は議事に直接関係ある職員のみといたしましたので御報告させていただきます。

慎重な審査をよろしくお願いいたします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

ここでお諮りいたします。

市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席を願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので御承知おき願います。

（市長退席をなす）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は、意思表示を明確にされ、論

点を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了したときも、明確に意思表示をされるようお願いいたします。

事前に提出していただきました資料要求書2件についてお諮りいたします。

初めに、議案第63号 豊明市立図書館条例の一部改正について、ごとう委員より①から③の資料要求がありました。

ごとう委員より、一括で資料請求の趣旨説明をお願いします。

○ごとう 学委員 それでは、簡単に説明をさせていただきます。

まず1点目の栄小学校の校舎の平面図につきましては、なかなか学校の中でその場所を取る余裕がないというふうに言われております。実は、平面図を私は担当から入手をして見ておりますけれども、どういうふうに余裕がないのかということが、なかなか現地の状況がよく分からないので、この平面図を見てみんなで考えたほうがいいんじゃないかということで請求をいたしました。

それから、2点目のひまわり児童館の年度別の利用者数及び開館日数、これも、ひまわり児童館のほうが大変いっぱいになってきているというようなことですので、その利用状況について知りたいということです。

それから、3点目の栄小学校の学年別人数、クラス数と今後の入学者見込み数ということで、これも今後35人学級が導入される、あるいは今の未就学者が入学してくることによって施設の利用状況が逼迫してくるというようなお話でしたので、そのことを確認するためにこの資料を見たいということでお願いしたいと思います。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 当局において資料は用意できますでしょうか。

高木学校教育課長。

○学校教育課長（高木安司君） はい、すぐできます。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 川原子育て支援課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 準備できます。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） では、順に1つずつお諮りしてまいります。

①栄小学校の校舎平面図、これについて、本委員会として資料要求することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 全員賛成です。当局において速やかに資料の用意をお願いいたします。

続いて、②児童館の年度別利用者数及び開館日数について、本委員会として資料要求することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○建設文教委員長(ふじえ真理子議員) 全員賛成です。速やかに資料の用意をお願いします。

続いて、③栄小学校の学年別人数、クラス数と今後の入学者見込み数、これについて委員会として資料要求することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○建設文教委員長(ふじえ真理子議員) 全員賛成です。では、事務局において、資料の用意ができ次第、配付をお願いします。

あともう一件ですね。続いて、2件目の議案第74号、豊明市一般会計補正予算書(第7号)について、ごとう委員より資料要求がありましたので、資料請求の趣旨説明をお願いします。

○ごとう 学委員 給食センターの官民連携の手法の調査を行う予算が今回上がっているということですが、この調査がどんなふうに行われるのか、調査の仕様といいますか、調査の内容が分かる資料が頂きたい。それがなくなかなかこの調査の必要性等が判断できないのでぜひお願いしたいと思います。

○建設文教委員長(ふじえ真理子議員) 当局において資料は用意できますか。

高木課長。

○学校教育課長(高木安司君) 準備できます。

○建設文教委員長(ふじえ真理子議員) お諮りいたします。

本委員会として資料要求することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○建設文教委員長(ふじえ真理子議員) 全員賛成です。では、事務局において両方の資料の用意ができ次第、後で配付をお願いします。

それでは、初めに、議案第56号 豊明市大学等入学支援金給付条例の廃止についてと、議案第62号 豊明市大学等入学支援金選考委員会設置条例の一部改正については、関連がありますので一括議題といたしたいが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○建設文教委員長(ふじえ真理子議員) 御異議なしと認めます。

議案第56号と議案第62号を一括議題といたします。

理事者の説明、質疑、討論は一括して行い、採決は議案ごとで行います。

議案第56号と議案第62号について、理事者の説明を求めます。

高木学校教育課長。

○学校教育課長（高木安司君） それでは、議案第56号 豊明市大学等入学支援金給付条例の廃止についてを説明します。

この案を提出するのは、市独自事業である学び応援奨学金を廃止するために必要があるからです。

次ページをお願いいたします。

豊明市大学等入学支援金給付条例を廃止する条例を御覧ください。

豊明市大学等入学支援金給付条例は廃止します。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用します。

続きまして、議案第62号 豊明市大学等入学支援金選考委員会設置条例の一部改正についてを説明します。

この案を提出するのは、豊明市大学等入学支援金給付条例が廃止されることに伴い、改正する必要があるからです。

次ページをお願いします。

豊明市大学等入学支援金選考委員会設置条例の一部を改正する条例を御覧ください。

先ほど説明しました給付条例の廃止に伴い、第1条、第2条にあります給付条例に関する記述を削ります。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用します。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 お願いします。このたび、国のほうから給付型のほうに関しては奨学金が新設されるということ。なので、当市としては、貸付けは残すんだけど給付型はやめますよというふうに理解しておりますが、国のほうの給付型の奨学金の内容と、今まで市が行っていた支援金ですよね、それでは内容的にはどうなんでしょうか。結構差があるものなのか、同程度のものなのか、お願いします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 所得基準等は、厳密に言えば多少違うんですけど、ほぼ400万前後を対象としております。

あとは、内容的には、国のほうは所得に応じて2分の1、3分の1とありますが、内容

的にはあまり変わらないというふうに考えております。

以上でございます。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 今回の関連なんですけども、この制度が変わることによってどれぐらいの人が給付を受けられるのか、また、受けられなくなるのか、把握していたらお願いします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 世帯数等は把握してないんですけど、例年、10名前後の人が申請されておりますので、その人たちが対象になるかと考えております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 善人委員。

○近藤善人委員 31年度が8人ということだったんですけども、本会議質疑で。これは毎年7月1日から7月31日の間に申込みを受け付けとったわけですよ。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） はい、そのとおりでございます。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤善人委員 そうすると、今年度の対象になる子どもたちは、もう国のほうに移行することになるということでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 令和2年の4月からやっておりますので、国のほうに移行されます。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤善人委員 これ、ホームページとか見てたら、直接大学に申し込むようなことが書いてあったんですけども、それで間違いないでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） ちょっと国の制度につきましては、私どもは詳細については把握しておりません。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤善人委員 当然何か把握してなきゃいけないことじゃないですか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 学校を通じてやるというふうに記述されておったと思いますが。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 小串教育部長。

○教育部長（小串真美君） すみません。ちょっと手元を離れるもんですから詳細には把握していないんですけど、国のほうが用意しているパンフレットを見ますと、学校のほうに申請書類を提出してインターネットで申し込むという形になっております。

終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤善人委員 豊明市では関知しないということのように聞こえたんですけども、対象者への周知方法とかはされないのでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 国の制度は学校を通じてされておると思いますので、今のところ周知する予定はございません。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

青木副委員長。

○青木 亮委員 過去3年度、実績で年々対象者が減ってきたということなんですけども、この原因というのは何でしょうか。

それから、また、先ほど近藤委員のほうから、申請がこの7月ということで、6月までに問合せというのはございましたか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 減ったといっても、3年見ると、何ともこればかりはちょっと理由が分からないんですが。

あと、すみません、問合せについては今のところございません。

以上でございます。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今回の少ない理由、さらに減ってきている理由ですけれども、その辺の分析をした上で、今回廃止するのか、それとも充実するのかということを考えていく必要があるのではないかなと思うんですが、そういう分析は何かされましたでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小串教育部長。

○教育部長（小串真美君） 分析等は特にしておりませんが、このたびの廃止の理由は、JASSO、国のほうがほぼ同等の制度を整備いたしましたので、完全に制度が重複するというので、一方のほうの制度しか申請できないものですから、独自であった私どもの制度をやめると、そういう判断でございます。

終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 国の制度ができて、先ほど内容はあまり把握してないということでしたけれども、国の制度では、先ほど400万程度を想定しておるということでしたけれども、国の制度だと378万円以下の方はかなり減額されて、例えば、自宅通学ですと9,800円、国公立で。それから、私学の場合は1万2,800円と大変微々たる額だと思います。家族4人を想定してますので、家族4人で378万円の収入で生活しているところで、この程度の奨学金をもらって、相当バイトをしなければ授業料も払えないというような状況だと思いますが、そういう、何ていうんですか、今の国の制度が十分であるかどうかということをよく考えることが必要だと思うんですが、分析してないというのはどういうことなんでしょうかね。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 今回の私どもの制度は、国と同じように重複しとるということでやめる形になりました。今、委員が言われるように、この水準が高いとか低いとかいう話になると、私どもの条例も、そういうふうになっていないものですから、もしもう少し高い水準を助成していくという考え方になれば、またこれとはまた別な考え方を持たなきゃなりませんので、今回の給付条例の廃止と、今言ったように手厚い助成ということとは話が違うんじゃないかなと考えております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 小串教育部長。

○教育部長（小串真美君） 補足させてください。今、委員がおっしゃった分析していないというのは、先ほど申し上げたのは、申請人数が減ってきていることを詳細には掘り下げていないということで、国の制度と、このたび私どもがやっていてこれをやめようという判断の中には、当然その制度の中の分析はしております。

それから、今、委員がおっしゃった金額については、授業料のことをおっしゃっているんじゃないかなと思います。今回は、入学支援金、入るときに1回こっきりですので、9,000円とかそんな数字は出てこないんじゃないかなと思います。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 厳密にいうとそういう違いがあるのは確かなんですけども、要は、学生が学業を続けられるかどうか。一般質問のときにも言いましたけれども、東京の学生団体がネットでアンケートをした結果、約20%が退学を考えた。5%は本当に本気で考えているという数字が出ておるわけですね。

豊明の状況を見ると2,000人ぐらい対象者がいて、退学を考えたのは約400人ぐらいいるであろう、ここの統計の率を当てはめると。退学を真剣に考える人は100人ぐらいいるだろうという、今そういう状況の中でこの奨学金制度をなぶるわけですけども、そういうことは全く考えてないのか、それとも何かほかでそういうことを考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小串教育部長。

○教育部長（小串真美君） 今のお話は、このたびのコロナ禍における状況と少し混在されているかなと思います。この給付につきましては、申し上げているとおり、私ども独自の制度と国が御用意した制度がおおむね重複しておりますので、独自である私どものほうで、改めて豊明市民の税金で、一財を投入してやる必要はもうなくなったという判断で下げさせていただいております。

終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 しつこいようですが再確認なんですけども、豊明市での学び応援奨学金の内容を見る限りでは、ほかの奨学金でもう給付を受けている場合は、支給されないというか、差額しか出ませんよというふうにありましたよね。なので、そういった面で必要性がないというふうにも理解していいでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） そのとおりでございます。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 ほとんど制度は変わらないということなんですけども、対象になる大学とか専門学校とか、そういう対象校も全く変わらないのか、それとも、国の制度によって豊明で対象になっていたところが外れるというような、そういう学校はないでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 今のところないと考えております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 国の奨学金がもらえる制度ができたので、市が重複してといいますか、上乘せしてこういう補助金を出すことはできないというような、してはいけないというような、さっき御説明でしたけれども、そういう何か決まりでもあるのでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 先ほどちょっと説明した中で、ちょっと誤解を招く表現があったんですけど、差額は出ますので、そこは訂正させていただきます。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 理解できましたか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 差額が出るというのは、国のほうが少なければ、で、市のほうが多ければ、その差額は出るという、そういう意味でしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 例えば、今回はこの給付条例を廃止するので給付条例ではないんですけども、貸付条例は残すんですけど、例えば、国のほうが、先ほどごとう委員が言われたように、3分の1とか何か、10万円だった場合、うちのほうは30万までは出ますので、そういった場合に対して、大学の入学金が30万だった場合には20万の差額は貸付けのほうから出す予定でございます。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今回の学生の状況は、本人のバイト収入が減っているという、あるいは本人がバイトを失業というのか、こういう場合、失業というのかどうか分かりませんが、バイトの仕事をしてしまうというようなことだけではなくて、親も失業をしたりとか廃業をしたりとかというような非常に厳しい状況になつてくるわけですね。そういう中で豊明市の奨学金制度はどうあるべきかということを考えていくべきだと思います。

もともと、この30万の奨学金の制度自体が非常に貧弱なものでありまして、希望者が減っているのは、私は魅力がないからだろうと思います。これだけの金額で家族全員の所得証明を出せだとか成績証明出せだとか、いろいろ手続がややこしい手続になってますけれども、そういうことではないかなと思います。

国の制度と言われますけれども、国の制度は非常に低くて、例えば、満額もらえるのは、家族4人の世帯で271万円の収入のところだけなんですよね。271万円で家族4人が生活していくというのは、ほとんど生活保護にちょっとプラスアルファぐらいの水準だと思うんですけど、それを超える人は、先ほど申し上げたように、バイトがなくなろうが親が失業しようがもらえないという、そういう問題があるわけですが、そういうところにもちゃんと目配りをして、豊明市の奨学金、今困っている学生をどうやって救うかという観点から考えていただくことが私は必要ではないかなと思います。

学生というのは、じきに社会に出て働いて、市に税金を納めてくれて、その税金からいろんなサービスをやったり市の職員も給料をもらったりするわけです。そういうことを、この前の一般質問でも確認しましたが、そういう学生の状況の調査もしていない。そういう中で、単純にこの制度を廃止してくるといえるのは、全く学生の立場に立って物事を考えていない豊明市の行政の貧しさだというふうに私は思います。

これに代わってもっとすばらしい奨学金制度が出てくるんならともかく、何か今のお話ですと、それも特に考えてはいないので、とてもこの案に賛成することはできません。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 では、議案第56号と62号について賛成の立場で討論いたします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 討論は1個ずつで。

○鵜飼貞雄委員 1個ずつ。じゃ、56号から。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） はい。

○鵜飼貞雄委員 56号について賛成の立場で討論いたします。

いいですね、一括ですね。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 大変失礼しました。

○鵜飼貞雄委員 じゃ、一括で賛成の立場で討論いたします。

いろいろと制度のほう、僕も確認をさせていただきました。今まで豊明が行っていた独自の施策から、国のほうが新たに対応するようになってきたということで、こういった流れはむしろ容認したいのかなと思っています。調べていくと、家計が急変した場合に、それでも国のほうは即座に対応しますよというのを出しておりますので、今後はその対象になるような方とかから市のほうに問合せがあった場合に、そこら辺はしっかりと手厚く御説明していただいて、取りこぼしのないようにしていただければと思います。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 迷ったんですけども、反対まではしませんけれども、今、コロナの関係で多分対象者も多くなってると思います。そういう人たちへの周知を何らかの形でしていただいて、一人でも多くの困ったお子さんたちに救いの手が届くようお願いして、討論を終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかによろしいでしょうか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 ちょっと肝腎なことを言い漏らしましたので、ちょっとだけ補足させていただきます。よろしいでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 補足。はい。

○ごとう 学委員 先ほど、議案第56号と議案第62号、この両方について反対ということをやちょっと言い漏らしましたので、そのことを付け加えさせていただきます。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

初めに、議案第56号についての採決を行います。

議案第56号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○建設文教委員長(ふじえ真理子議員) 賛成多数であります。よって、議案第56号は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第62号について採決を行います。

議案第62号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○建設文教委員長(ふじえ真理子議員) 賛成多数であります。議案第62号は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

資料が用意できましたので、事務局より配付をお願いします。

(事務局資料配付)

○建設文教委員長(ふじえ真理子議員) 続いて、議案第63号 豊明市立図書館条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

吉澤図書館長。

○図書館長(吉澤由美君) それでは、議案第63号 豊明市立図書館条例の一部改正について御説明申し上げます。

この案を提出するのは、図書館行政の最適化、児童の安全を最優先にした学校施設の適正利用のため、豊明市立図書館栄分室を廃止するため必要があるからです。

内容を説明いたしますので、1枚おめくりいただき、豊明市立図書館条例の一部を改正する条例を御覧ください。

豊明市立図書館条例の一部を次のように改正いたします。

第2条第2項の豊明市立図書館栄分室に係る記載を削除します。

附則として、この条例は令和2年10月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長(ふじえ真理子議員) 伏屋教育長。

○教育長(伏屋一幸君) 今回の条例案につきましては、一般質問のほうでも林議員のほうからございましたので、私のほうから若干補足をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

今回の場合、以前から、児童の安全だとか健康上の問題から、早急に児童クラブを栄小学校内に設置してほしいという地元からの強い要望があったことや、栄分室や南部公民館図書室の利用状況が低下傾向にあったため、経営戦略会議において内部評価を実施することになりました。

改めて栄分室の利用状況、他都市との図書館数の比較、南部公民館図書室の有効利用の拡大などを考慮して、図書館協議会、経営戦略会議、定例教育委員会などを経て閉室を決定させていただいて議会に上程させていただいたものでございます。

閉室後の跡施設の有効利用として、児童クラブの設置を早急に図るため、この6月定例会議に提案させていただいたわけでございます。

利用されている方々や地域住民の方々には突然の話になってしまい、大変申し訳ないという思いがございます。ございますが、今まで以上に子どもの安全や体調面を優先したいという思いから、今回の市の意思決定に至ったものでございます。

また、閉室後も、予約による貸出しについては、週1回、日にちを決めて実施するとともに、南部公民館図書室や図書館本館を充実させ、利便性の向上を図りたいと考えております。

住民の皆さんへの説明についても、引き続き実施してまいる所存でございます。

また、このたび、6月28日に開催いたします住民の方々への説明会の告知について、その内容が、議会の審議中にもかかわらず不適當な内容で、あたかも決定事項のような表現になっておりましたことにつきまして、議員の皆様はじめ関係者の方々におわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） あと、資料の説明をお願いします。

高木学校教育課長。

○学校教育課長（高木安司君） それでは、資料請求のありました資料について、1番と3番が学校教育課所管ですので説明させていただきたいと思っております。

まず1番が、栄小学校の校地校舎平面図でございます。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 続けてください。

○学校教育課長（高木安司君） これは、下段に1階部分を書いてありまして、真ん中が2階部分、上段が3階部分になっておりまして、現在の使用されている教室が記述されております。

あと、3番の栄小学校の学年別人数、クラス数と今後の入学見込み数でございますが、一番上段に、今年の4月1日現在の1年生から6年生までの人数とクラス数、あとはゼロ歳から5歳までの今後入学を予定される方の人数を記しております。来年、令和3年になりますと、5歳部分の105人が1年生のところに入るという形になります。だんだん年を追うごとに、4歳が、3歳が、2歳が、1歳がということで、この表に足し込まれていくことになっておりまして、その人数に応じてクラス数を今のところを書いたものでござい

す。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 川原子育て支援課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） では、2つ目のひまわり児童館の年度別一般利用者数及び開催日数について御説明をいたします。

平成28年度から令和元年度まで、利用者数、開館日数、1日の平均をそれぞれ示しております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 先ほど教育長の説明で児童クラブ、校内に移したい。将来的にですよね。それでこのタイミングで議案として提出されたということだったんですけども、時間的には本当に余裕がなかったということなんでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

伏屋教育長。

○教育長（伏屋一幸君） 先ほど申し上げたように、この6月議会で条例をお認めいただいた折には、9月議会のほうで補正予算を提出をしたい。その後、業者を選別したりしている間に、図書館のほうの処理といいますか、数千冊の本を除籍したり移動したりして工事がやれるような状態にしておく。で、冬休みに工事をやります。そうすると、図書館のほうの工事が済みますと、今使っております会議室だとか、放課後子ども教室に使っております人たちのほうを移転ができます。その後、移転した後に、今使っている会議室と放課後子ども教室のほうのまた工事をやるということで考えていきますと、来年の春ぐらいまでかかってしまうのではないかというような工程感を持っておりますので、このたびの提案ということにさせていただきました。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤善人委員 短い間に1,000名以上の署名があったということをどのように教育委員会は受け止めているのかお願いいたします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

伏屋教育長。

○教育長（伏屋一幸君） 近隣の方々や利用者の方々、そういった方々については、今回、説明会の折にも御意見がございましたけど、青天のへきれきであるというようなことで、本当にそういった意味では、私ども、誠に申し訳ないなというふうに思っておりますし、苦渋の選択であったというふうに市長も説明会のときにお話をされていまして。今回のこういった児童クラブの話がなければ、ずっと図書館として開館をし続けていただろうということでもあります。

しかしながら、児童館のほうも、この前、私、ひまわり児童館の指導員の方にお話を聴いてきたんですけど、やっぱり、10分であっても、学校の中の時間で疲れちゃって、いきなり、ひまわり児童館に着いた瞬間、嘔吐している子どももいると。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤善人委員 1,000名の署名のことだけで結構です。

○教育長（伏屋一幸君） というようなこともありましてこういうふうにさせていただいたということでもありますので、署名のことについては重く受け止めますが、一方で、全体最適というか、そういった子どものことやら、いろいろ予算のことやらも、再配置計画のこともございますので、そちらのほうも総合的に考えて判断をさせていただくということでございます。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 子どもたちにとっては大変すばらしい事業、学校での生活が充実するというか、安全面も含めて充実するすばらしい内容だと思っておりますが、今回、これだけ大勢の方に必要以上の心配をかけてしまったという。いつもいつもと申しますとお叱りをいただくかもしれませんが、ちょっとやっぱり多いですね、問題点がね。

図書館長にお尋ねしますので、教育長や教育部長は答弁していただかなくて結構です。今回のこの事業を周知徹底するために、市民の皆様によくよく理解していただくために、どういう手法を取って、どれだけの地域に案内を出せばいいと考えたのか、当初の考え方というか、私は、新聞に載ったときに、要するに豊明の図書館は、閉館中にもかかわらず、そこに説明会の案内があった。そういったことが本当に本気に市民に周知徹底するために必要だったのか。

地域的に考えて、例えば、新栄とか落合とか南館とか、例えば大脇とか、そういったところに集中的に、例えば区長さんをお願いして回覧板を回すとか貼り紙をさせていただくとか、そういったことを思いつかなかったのかどうか、あなたの考えで答弁してください。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

吉澤図書館長。

○図書館長（吉澤由美君） 周知については十分ではなかったとは認識しております。ただ、コロナウイルスの関係で閉館になってしまったということもありましたが、ホームページ、それから、掲示のポスター、そういったものでお知らせするほかに、豊明市では行政情報をお伝えするメール配信サービスというものを行っております。これに図書館の 카테고リーに登録された905名の方にも同様に配信を行っております。それでも不十分だったとは認識しておりますが、このたびは本当に突然知ったという方も多かったので、今後、気をつけて対応してまいります。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 済んでしまったことを、このたびは、次回はとか、いつも市の職員さんはおっしゃいますが、一向にそういったことが改まらないので繰り返しされているわけじゃないですか。やはり、市民の皆様から市民軽視と言われても致し方ないと思います。やり方が悪いからこういうお叱りをいただくんじゃないですか。今ここで不十分なことを説明しても仕方ない。今後はどうするのかとか、具体的に、やはり図書館長として責任を持って、今後こういったことがあったら、もっと自分らが汗を流すとか、周知徹底する方法があるでしょう。

まるで他人事のように答弁されていますけど、大きな問題に発展しているわけですよ。しかし、その裏には子どもたちの安全とか成長に関する安全面とかいろいろ重要なことが潜んでいる。どんなことでもそうですけど、1つのことをやめてしまって1つのことを、新しいものをつくり上げようと思えば、いろいろと抵抗もある。しかし、市の職員さんというのは、市民に的確に説明をして、初めて職員としての役割が果たされるわけですよ。その重要な部分が欠如していることに対してどのように今お考えですか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

吉澤図書館長。

○図書館長（吉澤由美君） 今回のことを踏まえて、今後、周知徹底できるよう、また十分検討していきたいと思っております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 くどいようですが、いろんなやり方があると思うんですよ。大きな声は出したくないですけど。あなたも一般市民としてどこかで、豊明市外か市内か知りませんが、生活していれば、いろんなことに関わっているわけだから分かると思うんですけど、

どのようにしたら本当に多くの人に理解をしていただけるのか。そういったことを本当にあなた自身が真剣に考えていかないといけない。多分、理解されているのかな、私の申したいこと、分かっているかと思うんですけど、市民あつての豊明市なんですよ。基本的にそのところを甘く見とっちゃ駄目ですよ。そんな、あんた、図書館なんか休館中で誰も行かないところへ貼り紙して、何の価値があったか知らないけども、確かに何人かは見たと思いますよ。しかし、一番利用しやすい環境にある人に一番周知徹底するためにはどうしたらよかったのかということ踏まえて行動してほしい。

今後どうすればいいのかといったら、当然、今後同じようなことになったら、地域の方に徹底して、本当に一軒一軒歩くぐらいの気持ちでやはり周知徹底していかないといけないということでしょう。そういったことが、今後、間違いなくやっていただけます。どうでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

吉澤図書館長。

○図書館長（吉澤由美君） 委員の言葉を重く受け止めまして、今後、そのようにしていきたいと思います。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今回、本当に降って湧いたような話で、物すごく急いでおられるということなんですけれども、この急ぎ方がちょっと異常だなというふうに私は思いますので、その理由を聞きたいんですけども。

まず、一番強調しておられたのは、子どもの安全ということでした。それで、先日の議案質疑のときでも、危険箇所があるのかという質問に対して、危険箇所はないというようなお話でした。見守りもされております。この危険だということが急ぐ理由だと言われたのは、一体どういうことが根拠なんでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

伏屋教育長。

○教育長（伏屋一幸君） 先ほども近藤委員の御質問のときにもお答えしましたけども、健康上の理由も非常に大きいです。真夏になってきますと、先ほど申し上げたように、繰り返しになって恐縮ですが、学校で疲れて、そこからまた10分、公団のどこまで歩かないといけない。着いた瞬間、げぼしている子どももいますというようなことも指導員の方には伺いました。

さらに、昨年、大津市で保育園児でしたか、園児が交通事故の巻き添えになって亡くなった。全く危険箇所じゃなくても、歩いているだけでそういったことがある。ちょっと調べましたら、この5年間で五百四十数件、そういった、登下校というか、幼稚園で調べましたので登園の関係、通園のときに五百四十何件で4人の子どもが亡くなっているというようなこともございましたので、そういったことで、少しでも早く、できるだけ早く児童クラブを栄小学校内に設置したいということで、最重点施策として急がせていただいたということでございます。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 通学路の危険性といえますか、それについては、この前の大津事件よりも前に、鳥取かどこかだったと思いますが、そこでもやっぱり通学者の列に車が飛び込んでということが数年前にありました。市は、通学路を全部点検して、予算を組んで対策を講じてきたはずですし、今回もまた再度調査をしてやっておるし、私が聴き取りしたときには、日常的に通学路の点検をしておるといえることですが、今、その10分の移動が危ないということになると、学校には通学してもらわずに、みんなオンラインで授業をやらなきゃいけないことになってしまうんですけども、それが、これだけ市民に知らせもせず慌ててやらなければならない理由には私はなり得ないのではないかなというふうに思います。

それから、もう一点、ひまわり児童館がパンク寸前というようなお話だったかと思いますが、ひまわり児童館の放課後クラブ、定員に近いというようなことが新聞にも書いてありましたけれども、定員と、それから、実際に今、日々何人ぐらい来ているのかということをお話をちょっと教えていただけますか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

川原子育て支援課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 登録は、定員110となっております。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） もう一度、すみません、ちょっと聞き取りにくくて。

○子育て支援課長（川原静恵君） 定員は110名となっております。令和2年4月現在で登録数が111名です。

現在、6月の最新の状況ですと、休会含め利用者数が97人の登録となっております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 すみません、答弁漏れですけど、実際にそれで登録した人が何人ぐらい日々来ているのかということをお尋ねしたいんですけど。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 川原子育て支援課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） すみません、登録人数ではなく、延べ、実際の一月ごとの人数でよろしい、それとも……。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。すみません。

○ごとう 学委員 キャパの問題を聞きたいので、入り切れないほどの人が日々集まっているのかどうなのかということ、出席率の問題もあると思いますので、それをお聞きしておるわけです。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 川原子育て支援課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 元年度の出席人数が1万5,652人です。延べです。ではなくて。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 延べではなく……。

○ごとう 学委員 ちょっとすみません、私の質問中なので。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 続けてください。

○子育て支援課長（川原静恵君） もう一度、申し訳ありません。現在、ひまわり児童クラブの実際の利用されている人数は88人の方が日々御利用されている現状です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 定員というのは、そこまで人が来ても大丈夫だということで設定されておると思うんですけど、欠席する人を、余裕を見て定員が多くしてあるというようなことはないだろうと思いますけれども、現状で見る限り、急いで今すぐひまわり児童館からほかへ移さなければならないほどの、逼迫しつつあることは確かですけれども、そこまでの状況ではないということですね。

それから、一般利用のほう、先ほど資料を頂きましたけれども、一般利用は26人ということですけども、この一般利用は一般利用のスペースがありますよね。そのスペースに対して、27人か、過去3年間の。26人かな、というのはどうなんですか。かなり余裕がありそうな人数のように見えますけれども。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

川原子育て支援課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） ひまわり児童館全体の面積からいいますと余裕があるとは思いますが。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 そうすると、危険箇所もない、余裕もある。そういう中で非常に急いでやっておられるわけですが、もう一つ、理由の中で、教室がもう不足するんだと。今にももう生徒が教室に入れなくなるよと言わんばかりの説明が説明会では行われておりましたけれども、35人学級、もう来年の4月から全学年、全校で始めるんですか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

伏屋教育長。

○教育長（伏屋一幸君） そういった予定はございませんが、来年、二村台小学校が開校いたしますと、全学年で35人学級をいたします。その1年間か2年間ぐらい様子を見て、ほかの学校にも広げていくという予定でございます。

今、5歳のところを見ていただきますと、ちょうど105人ですね。3クラスというふうで配りをいたしました。1人増えれば、これ、4クラスになるわけです。そういうふうを考えていくと、例えば、35人学級を全学年で実施をいたしますと、ゼロから5歳の6学年で最大で6教室必要になります。それが分かっている新たな施設を造るということは、教育委員会としては選択肢にないということでございます。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 関連ですかね。ごとう委員。

○ごとう 学委員 6教室増えるというのは、この令和4年の4月に6教室増えるわけではなくて、将来的にということですよ。4月1日については別に増えるわけではないと。

（1クラスは増える可能性がありますねの声あり）

○ごとう 学委員 可能性はありますけれども、現状では……。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 手を挙げてから発言願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 現状では増える予定ではないということですね。これは、学年末が近づかないと、新学期が近づかないとこの人数は確定しないものです。

それから……。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 続けてください。

○ごとう 学委員 それから、そうすると35人学級というのを非常に強調されておりましたけれども、それは随分先のことで、急がなければならない理由にはならないというふうな今の答弁で私は解釈しました。

それで、検討しておられるということですが、全校35人学級にしたら、例えば、クラス数が全体でどれだけ増えて、教員を市費で採用しなければなりませんけれども、市

費で採用して、そのための費用もかかるとは思いますが、そういったことは試算されておるのでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

伏屋教育長。

○教育長（伏屋一幸君） 試算しておりますが、今ちょっと手元に資料がございませんので、職員の賃金もどの程度にするかだとか、そういったことはもう試算をしております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 試算をされておるということは、一気にやれるのかどうなのか。私は非常に疑問に思うんですけども、例えば、放課後子ども教室でも、放課後子ども教室を1つ作ってから、全校にこれが行き渡るまでに10年近くかかっておるんですよ。そうすると、35人学級でも、恐らくその学年を限定するとかしないと、相当年数をかけないとやっていけないことではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

伏屋教育長。

○教育長（伏屋一幸君） 教育委員会としては、ぜひ、二村台小学校ができたのを契機に、できるだけ短い期間の中で35人学級を実施して、子どもたちの教育環境をよくしていきたいというふうに考えております。

あと、財源面のことを今、ごとう委員、御心配だと思うんですが、その辺りは市長部局と相談をさせていただきますし、当然、このことについては、近い将来ですけども、総合教育会議において、教育委員と市長ともまた話し合ってくださいことになりますので、その辺りでスピード感というのは決めていただきたいと思います。今の気持ちでいきますと、できるだけ早くやっていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 議案から離れた質疑が続いているので、私もそれに乗っかって離れた質疑をしたいと思うんですけど、同じようなことを聞きます。

資料で頂きました校地校舎平面図を見ます。また、児童生徒数の推移、見ていくと、例えば、仮にこれで35人学級をやっっていこうとすると、現状、今の校舎でも足りないのかなと僕は正直思うんですけど、その辺り、どういうふうにお考えでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

伏屋教育長。

○教育長（伏屋一幸君） そこら辺のことについては、栄小学校長とも話をしました。今回、いろいろ住民説明会の折に出たので。

今、これを見ていただきますと、学年室というのがございます。これは今どういうことに使っているかということ、実際、女子生徒が男子生徒と分かれて体育のときに着替えるだとか、いろんな子どもがおりますので、やっぱり教室の中で授業をちょっと妨害してしまったりというようなことも中にはございます。そういったときに連れて行ってなだめるだとか、あと、最近よくやっておりますのは、少人数学級ですね。小学校でいきますと算数と国語についてやっておりますが、そういうときもクラスを分けて少人数でやりますが、そういったことに使っております。そういったところを変換して通常のクラスにしていくのかなというようなことを学校長も言っておりました。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 令和2年度第1回図書館協議会の意見集約結果の中で、栄分室の利用者等の推移というのが載ってたんですけども、先ほどの話で減っているということなんですけども、これを見ると、28年度から30年度まで載ってるんですけども、28年度から29年度は678名減で、30年度は88名しか減ってないわけですよ。中央公民館の図書室の利用率の減少と……。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 南部公民館。

○近藤善人委員 南部公民館の図書室の減少率と本館の利用率の減少率が分かればお願いします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

吉澤図書館長。

○図書館長（吉澤由美君） 本館と南部公民館の減少率。

（利用者の減少率の声あり）

○図書館長（吉澤由美君） 減少率ですね。

（人数でもいいですけど。同じように28年度から30年度までの声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） すぐ出ますか。

○図書館長（吉澤由美君） お時間をいただいております。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 後でお願いします。

近藤委員。

○近藤善人委員 じゃ、ほかの質問。

その協議会の中で、これはたしか8名なのかな、承知した7人、おおむね承知した1人となってまして、反対の人はいなかったわけですが、委員さんの、どんな方がやられているのかというのは分かるでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

吉澤図書館長。

○図書館長（吉澤由美君） 委員の構成は、学校の校長の代表の方、それから、学識経験者、公募の委員の方、社会教育関係の代表の方、あとはボランティア代表の方などで構成されております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤善人委員 その中に、例えば、栄分室に関わるようなそういう地域の人というのは入っていないのでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

吉澤図書館長。

○図書館長（吉澤由美君） 栄分室に関わる方というより、そちらのほうにお住まいの方は入っております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 近隣から栄小学校の校内に児童クラブを移してほしいという要望があったと。具体的にはどういったのがあったか、もし言えるのであればお願いします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小串教育部長。

○教育部長（小串真美君） こちらのほうの要望は、地元の区長のほうから例年伺ってあって、このたび、新型コロナウイルスの関係で休校が長かったものですから、学校が再開する機に、再び、改めてお願いしたいということと、先ほど少し議論になりました、義務教育施設への影響を少し気にされていて、そちらの影響も配慮してくれという御要望をいただいております。

終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 また違うことを聞きます。今回、もしこれが閉鎖になった場合、図書館なんですけども、今図書館にいらっしゃる職員というのはどういうふうになるのでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小串教育部長。

○教育部長（小串真美君） 図書館の会計年度任用職員さん、常に募集をさせていただいてありますが、ちょっとなかなか充足しない状況でございますので、この状況のままいけば、本館のほうで勤務いただきたいなと思っております。

終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） まだ質問が大分ありますか。ここで10分間の休憩にいたします。

午前 1 1 時 休 憩

午前 1 1 時 1 0 分再開

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を始めます。

質疑のある方、挙手を願います。

じゃ、最初に吉澤図書館長。

○図書館長（吉澤由美君） 先ほど委員より質問がありました貸出人数の28年度から30年度、どれくらい減少しているかという御質問ですが、まず、本館の28年度から29年度は、貸出人数が1,051人減っております。それから、29年度から30年度は1,311人増えております。

栄分室については、28年度から29年度が678人減少です。29年度から30年度は88人減少しております。

南部公民館については、28年度から29年度が126人減少、29年度から30年度は57人減少しております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤善人委員 教育委員さんへはこれ、いつ頃報告されたかということと、定例教育委員会で話し合われていると思うんですけども、併設についての十分な話し合いというのはされたんでしょうか、お願いいたします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

伏屋教育長。

○教育長（伏屋一幸君） 5月の定例教育委員会で私ども発議をしまして、御承認をいただいたということです。その中の意見として、やはり栄分室の利用者のことについて配慮するために、南部の図書室ですか、公民館の図書室を充実するように、場合によっては公

民館として使っているところを図書室に使うだとかというようなことも考えていかないといけないという、そういった御意見もいただいております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤善人委員 新聞の記事で、3月の経営戦略会議で議論し、5月12日の会議で意思決定したとあるんですけども、この間に教育委員さんへは知らせることができたんじゃないでしょうか。教育委員さんも、何か降って湧いたようなというようなことをお聞きしたんで、その辺あたりはどうなんでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小串教育部長。

○教育部長（小串真美君） 今、最初に出た3月の日付は、行政評価の中で、図書館が、先ほど館長から数字のほうを申し上げましたが、本館に対して南部2か所の減少があったもんですから、これは統一してということを一方では議論しておりました。5月の経営戦略会議の前に、定例教育委員会はその後に開催しておりますが、資料のほうは1週間以上前に送っております、そのときに少し説明をさせていただいております。

終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤善人委員 1週間前ということは5月の頭になるんでしょうか。お願いします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小串部長。

○教育部長（小串真美君） それぐらいの日付になると思います。

終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

青木副委員長。

○青木 亮委員 栄分室の利用方法についてお伺いしたいんですけども、2階には図書館もございます。1階が栄分室ということで、児童はどういうふうにご利用されてみえるのか。もしなくなった場合、上のいわゆる2階の図書館だけで十分活用できるのか。この点を伺います。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小串教育部長。

○教育部長（小串真美君） おっしゃるとおり、各学校には図書室がございまして、栄小学校もございます。一般質問でもお答えしたかもしれませんが、栄分室の床面積に対し

て1.4倍ぐらいの図書室があります。調べ学習室というのが隣接してまして、そこを含めると2倍近い面積があって、図書室としては十分なスペースがある。

それから、今回、栄分室閉室について、児童書が少し多いというのも特徴なんですけれども、これは学校の司書さんとも話をしておりますが、必要な児童書は、学校の希望どおり、場合によっては全て持っていってもらっても構わないということで話をしておりますので、今後、学校の図書室のほうでこれまでどおりの学習なりはしていただけるのかなと思っております。

終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 栄分室が栄小学校の図書室であるかのごとく教育委員会は認識しておりますのではないかとと思いますが、これは、平成9年の行革のときに、それまで移動図書館車を走らせて、豊明市としては本館を中心に市内全域に図書館の利用のサービス網を持っておったわけです。それをやめるときの口実として、栄小学校の空き教室を使って南部には分室を作るので、これで豊明の図書館のサービス網は維持できるからということで移動図書館車を廃止したという経緯があります。

豊明の図書館のサービス網ということ考えた場合に、南部図書館の分室で、例えば館地区なんかは非常に遠いですよ。それから、私は沓掛に住んでおりますけど、沓掛から本館までは相当距離があります。豊明市内全域にサービス網が行き届いているというふうにお考えでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁者に申し上げます。マイクにもう少し近づいて答弁を願います。

答弁願います。

小串教育部長。

○教育部長（小串真美君） 今、口実というふうにおっしゃったんですけれども、どのような経緯で、口実だったのか、図書館のよりよい利用を目指してということだったのか、分かるすべはございませんが、移動図書館と、あとは栄小学校の空き教室が一方では課題になっていて、その政策マッチングかなとも思っております。

市域全体のサービス網というお話ですけれども、今、豊明市の形は、非常に長方形が少し右に傾いたような形で、図書館は市のほぼど真ん中にあります。財政状況等許せば、私どもとしては図書館行政を充実させて、職員を増やして、中学校区ごとだとか学校区ごとに栄小学校のような図書室があれば、それはそれですごくいいことだと思っておりますが、いろんな課題がある中で取捨選択して、建物でいえば、あれもこれもではなくてあれかこれ

かという時代に差しかかっている中で、移動図書館のあった時代の背景を持ってきても、なかなか今の現状には合わないのかなと思います。

それから、ごとう委員おっしゃっていただきましたが、私も査掛で、図書館の位置を地図に落としたのを持っておりますけれども、本当に南部に図書館が2か所あるというのは、北部の方から見たらなかなか納得のいかない状況かなとも思います。南部をなくすわけではなくて、一方では、前後駅にある、駅利用者だとか、あと、公共交通機関の利用者が使うという点で少し性質を変えた図書室にすることで、市としても図書館の利用、アセットマネジメントをぎゅっと縮充ということがしていけるんじゃないかなと思っておりますので、理想としてはたくさんのサービスポイントを持ちたいんですけれども、様々な課題の中で、中央の本館と交通結節点に南部側の図書室を置くというスタイルでいきたいなというふうに思っております。

終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 栄分室を図書館というよりか、憩いの場として使ってみえた方とかも当然いらっしゃると思うんですよね。そういった方の居場所がなくなっちゃうのかなというのは懸念されるんですが、今、市内にある施設でそういった機能を有するような施設というのは、何か代替施設というのはあるのでしょうか。また、ある場合は、こういったところがありますよというのをお知らせするような考えもあるのでしょうか、お願いします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小串教育部長。

○教育部長（小串真美君） 図書室としてオープンした栄分室でございますが、今、委員の質問にありましたように、小さい子どもと一緒に訪れて、靴を脱いで上がるものですから、床に腰を下ろしてまったり過ごせるだとか、高齢者の方が新聞を読みに来るだとか、少しサロン化したようなイメージも持っております。そういった方のニーズを今度南部公民館図書室のほうで全て吸収できるかということ、やっぱりそれはちょっと難しいのかなと思っております。

先ほど、児童館のほうの利用者数を子育て支援課長のほうからもお話しさせていただきましたけれども、児童クラブがひまわり児童館から栄小学校に移ることで、児童館本来の機能というんですか、もともと設置目的があったと思うんですけれども、今も午前中に例えば絞っている、18歳未満の子どもとその保護者なり、一緒に来ていただく方の入場もしていただけるようになりますし、そういった点では子育て支援センターのような機能も持ち

合わすことができると思いますし、あと、高齢者施策としましては、健康長寿課が様々なことをやっておりますので、そういった御案内をすることは可能かなと思っております。
終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤善人委員 児童クラブの移転について、地元からの要望、区長さんでしたっけ、があった日にちと、あと、令和元年6月27日に全協で配られた資料の中に、令和2年度以降の児童館及び児童クラブの運営体制についてという基本方針があるんですけども、ここには全くひまわり児童クラブの移転とか何かは全然書いていないんですけども、その辺のことの説明をお願いいたします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小串教育部長。

○教育部長（小串真美君） 区長様からの要望の日付は、すみません、ちょっと正確には把握しておりませんが、25日が学校再開日でしたので、その2日ぐらい……。ごめんなさい、5月20日でございます。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤正弘君） 6月27日の全員協議会で私のほうから御報告をさせていただいた令和2年度以降の基本方針でございますが、そのときの各論の部分で、これは待機が生じてしまったという、初めて、ということで、これを解消するということで、具体的には、吉池児童クラブが分離するような形であるとか、そういうことで豊明勤労会館でというような話であるとか、二村児童クラブを三崎小学校のほうに移転させて三崎児童クラブに変わるといようなこと、あと、北部児童クラブについても待機を解消しますという各論がございました。

総論の基本方針、これは、今後待機を発生させないということがまず1つで、待機が発生しない状態をさらに維持していきますということ、それと、就労の環境変化というのが現にございます。雇用は非常に大事でございますので、児童クラブの事情によって働けないというようなことが生じないようにしないといけないという、そういう時代状況もありますので、そういう方針にさせていただくということ。あと、さらに学校と連携して、放課後子ども教室とも連携をして効果的な内容にしていきたいというようなこと。児童館の運営、館の運営のほうも、先ほど少しありましたが、今後は、子育て関連施設との調和を図って効果的な利用、利用も高めていきたいということで、孤立を防ぐというようなこともありますので、小さなお子様たちにもたくさん来ていただけるようにしたいというようなことが基本方針ということで定めさせていただいたことを御報告しました。

この総論の部分に沿って常に検証を重ねておりますので、このたびは、子どもたちの安全ということを優先的に、学校のほうで児童クラブの受入れが可能ではなかろうかということになりましたので、そういう形で最短で環境を確保するにはどうしたらいいかという検討に至ったということでございます。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 平面図を頂きましたけれども、放課後児童クラブは、学校の平面図のどこでやる計画になっていますか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小串部長。

○教育部長（小串真美君） 現段階の計画でございますが、四角の中の右下にハーモニー広場というものがあるかと思えます。ここと、この横の準備室、それから、その横の会議室、そこから上に向かってもらって昇降口、トイレ、この一角をセキュリティーをかけて児童クラブにできないかという検討をしております。

終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 そうしますと、今の図書館の栄分室、こちらのほうを使うわけではないということなんですけれども、そういうことになると、この栄分室は何に使われるのでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小串教育部長。

○教育部長（小串真美君） そちらのほうは学校長を中心に検討いただいておりますが、ハーモニー広場、準備室、会議室というところは、運動場にすぐに出れるというところで、運動会だとか、子どもがここでスタンバイしてそのまま出ていく、あるいは会議室については例月のPTAの会議等々で使っているというふうにお聞きしておりますので、この機能を同じ階層に早急に復旧する必要があるのかなと思っております。

終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 今の関連なんですけども、ハーモニー室、準備室、会議室、あと、昇降口、ここにセキュリティーをかけるという話なんですけども、具体的にどのようにするの

かと、あと、トイレが角にありますよね。ここでセキュリティーをかけちゃうと、相談室の子たちのトイレが難しくなるんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小串部長。

○教育部長（小串真美君） 児童クラブに一定のセキュリティーが必要だというのは、学校が休業というか、閉まった後にまだ営業しているものですから、その関係でセキュリティーをかけさせていただくんですけども、ふだんの学校が開いている時間帯が、ここに出入りできないかというところではございませんので、その辺は問題ないというふうになっております。

終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤善人委員 具体的なセキュリティー、どのような。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁できますか。

小串部長。

○教育部長（小串真美君） 具体的にというのは、例えば、5時になりますとセキュリティーがかかって、開くべきところでないドアが開いたりすると警備会社に連絡が行くんですけども、そういった仕組みを、学校と今申し上げた一角は別々に組んで、その間にはシャッターがあったり、いろんなやり方があると思うんですけども、そういう形で、学校側にはセキュリティーがもう5時で動き始めるんですけども、児童クラブは6時半とか6時半過ぎまでやりますので、そこまではこちらのほうの会議室等のドアが開いても、それはセキュリティーは発生しないというんですかね。最終的に児童クラブが終わって昇降口のところを閉めていただいて、そちらはそちらで独立セキュリティーをかけて帰っていただく。要は2つのセキュリティーが動く、そういう認識でございます。

終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 栄分室の利用方法を先ほどお聞きしたのは、私が前に聞いておったのとちょっと違うので。前は、何か、放課後子ども教室で使うとかというようなお話も聞いておりましたけれども、もう一度詳しく説明をしていただきたいと思います。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） この栄分室の後の利用の仕方ですね。

○ごとう 学委員 そうです。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小串部長。

○教育部長（小串真美君） すみません、義務教育側のほうを先に申し上げたんですけれども、ハーモニー広場、会議室等で行っている機能を同階層で復旧しなければならないというのは先ほど申し上げたとおりなんですけれども、今、委員から御質問ありましたように、放課後子ども教室は、今、このハーモニー広場を利用させていただいております。ここが児童クラブになってそのまま利用できればいいんですけれども、なかなかその一体化というところで、一方では今直営でやっておりますので、一旦栄分室があるところをハーモニー広場のような形で復旧をさせていただきますので、今、そちらで子ども教室ができないか、学校側と話をしております。

終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 そもそも物理的に無理なのかということをお聞きしたいんですけれども、栄小学校は、1979年度、39人学級の1,572人収容していたわけですよね。そう考えると併設もできるんじゃないかと思うんですけれども、この辺はどうなんでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

伏屋教育長。

○教育長（伏屋一幸君） 単純に考えるとそういうことになりますが、社会情勢が非常に変わってきました。外国人の子どももいる、英語も教えないといけないだとか教科も増えております。教科の内容も多岐にわたってまいりましたし、職員の数も増えております。そういったことで、この図面を御覧いただいて、現在埋まっております。先ほど、鵜飼委員からも御質問があったときに、これ6教室増えたらどうなるんだというようなこともございました。そのときには学年室を潰していく形でやらないと普通教室ができない。そうになると、今度、学年室は、要らないのかという話になりますが、先ほど申し上げたように、女子の着替えだとか、ちょっと精神的に爆発というか、そういった状態の子だとか、少人数学級をやらないといけませんので、またどこかに教室を探すということになります。そうなってくると、多目的ルームだとか、今あるパソコンルームというのがそういった代わりになってくるのかなというふうに思っておりますので、そうなってくると、なかなか物理的に空きがあるというようなことにはならないというふうに考えております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤善人委員 確認なんですけども、じゃ、物理的に無理だという理解でよろしいでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

伏屋教育長。

○教育長（伏屋一幸君） そういうふうに考えております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 無理になってくる時期が、問題はいつかということですよ。物すごく急いで今やろうとしているので。来年の4月までにやらなきゃならないのか。住民の声も聞かずに来年の4月までにどうしてもやらなきゃいけないことなのかどうかということ。先ほどお聞きしたわけですが、特に交通安全上の問題も危険箇所はないということですし、それから、ひまわり児童クラブのほうもまだ余裕はあるということですし、それから、教室についても今すぐ必要になってくるわけではない。こういう中で、何で来年の4月に何が何でもこれをやらなきゃいけないということになったんでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 伏屋教育長。

○教育長（伏屋一幸君） 先ほども御説明をいたしましたけども、できるだけ早く子どもの安全だとか健康について留意した形にしたい。もう一つは、文部科学省のほうからも、放課後子ども教室と放課後児童クラブについては学校内でやりなさいというような、そういった指導もございます。そういったことも考えまして考えているんですけども、逆にちょっとごとう委員にお伺いしたいんですけども、よろしいですか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 反問ですか。

○教育長（伏屋一幸君） 反問ということでお願いします。

数年間たってから6教室がなくなるので、今急いでやることはないんじゃないかというふうにおっしゃっていますけども、我々としては、来年の4月から児童クラブに変更したいわけなんですよね、今の栄分室を。そうなってくると、栄分室を変更するとなると、栄分室を作らないといけなくなりますかね。それが……。ね、そういうことになりませんか。ちょっとその辺のおっしゃっている意味がよく分からなかったのです。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 私もおっしゃっている意味がよく分かりませんが、これだけいろんな教室があって、やりくりができないのか。例えば、音楽室は学校に3つもありますけれども、現場でも3つも要らないということを行っているとか、パソコンがこれで、この後補

正予算で出てきますけれども、1人1台の体制ができていくということで、差し当たりやりくりで、この栄分室を何が何でも来年の4月までに潰して、ほかの目的にしなければやれないというほどの緊急性はないんじゃないかということを私は言っておるんです。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 伏屋教育長。

○教育長（伏屋一幸君） 私が言いたかったのは、ということは、両方併設をするという、そういった意味ですかね。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 住民の要望ですので、放課後児童クラブを学校内でやったほうがいいということは、住民の要望でなくてもそうですけど、それはやったほうがいいと私は思います。

それから、分室も、先ほども言いましたように、南部の拠点だということでもともと作ったわけですので、本来なら、ここだけではなくて、例えば館小学校にも分室を作るとか、以前に市でつくった公共施設建設白書で見ても、維持費なんて微々たるもんですよね、これ。だから、お金かかってないわけですよ。本来ならそのぐらいにしていかなきゃいけないような問題だというふうに私は思っております。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 伏屋教育長。

○教育長（伏屋一幸君） 思っておりますのは分かりましたので。私どもは、施設の再配置計画、アセットマネジメントをやっております。基本的に、この40年の間に3割減らそうとやっておりまして計画をつくったわけなんですけども、その中には、当然のことながら、新しい施設を作るのであれば、それは縮充をするという基本的な方針がございます。

ですので、新たに単独で作るといって、そういった方針がございませんし、今のお話でいくと、6年後には6教室が必要になってくるわけですから、その間にまた閉鎖をしないといけなくなっちゃいませんか。それはどういうふうに解決されるんですか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 閉鎖しなければいけないかどうかということは、よほどきちんと工夫をしていく必要があると思うんですよね。例えば、この図面を見て、私はこれ見て思ったんですけれども、児童会室というのがあります、3階に。児童会を授業中に開くことはない。ですよね。この下のほうを見ると、低学年の学習室、1年生の横に低学年学習室というのがあります。低学年の学習室というのは、これは1年生が一番早く授業が終わるわけですから必要なくなるわけですよね。そうすると、児童会室というのは低学年室で別に児童会を開いたって何も問題ないんじゃないですか。そういう工夫がほかでもいろいろでき

るんじゃないのか。音楽室も多過ぎる。それから、パソコン室もこれから要らなくなるとか、そういったことをもっと全体的にきちんと検討していく期間、少なくとも時間は取れるんじゃないかということをおっしゃるんです。来年の4月までに、ごり押しでやらなければならないというような、そんな緊急性は私はないと思いますが、いかがですか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 伏屋教育長。

○教育長（伏屋一幸君） 私どもとしては、何度も繰り返しになりますけども、できるだけ早く子どもの安全を図りたいということと、先ほど申し上げたアセットの関係で、新たな施設を作って、また壊さないといけないという状況が発生してはいけないというふうに思っております。

今、ごとう委員がいろいろ提案されましたけども、私どものほうも学校長と話をしております。ただ、本当に6教室増えたときには相当厳しい学校運営になりますので、音楽室が3つも要らないだとかおっしゃっていますけども、実際カリキュラムを組むときに、学年が4つずつになって24教室になったときに、音楽の授業がやれないでは困るわけです。我々、一番義務教育施設で重要とするのは、やっぱり子どもの学習の保障をしないといけない。その保障ができないかもしれないという状態で新たな施設を学校内に作るという、そういった選択肢というのは今持ち合わせていないということを申し上げているわけです。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 反問はよろしいでしょうか。

○教育長（伏屋一幸君） すみません、反問はよろしいです。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） では、質疑に続きます。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 話を元に戻しますけれども、来年の4月までにそれを何が何でも工事まで含めてやっちゃわなければいけないほどの緊急性があるかどうかということなんです。子どもが移動するのに危険で、来年の4月までに何が何でもやらなきゃいけないというんだったら、通学の問題はどうするんですか。そこらじゅうから子どもたちが道路を歩いてくるわけですけど、その安全はどうするんですか。豊明では通学はなしにしてオンライン授業にするんですか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小串部長。

○教育部長（小串真美君） ちょっと整理させていただくと、先ほど伊藤部長のほうからも話させてもらいましたが、児童クラブは、このところ三崎小学校の中での開催にこぎ

着けたり、中央小学校では2か所に分けて、子どもの安全を最優先に重要課題として取り組んできています。放課後子ども教室も、極力学校の中で実施できるように校長先生とお話をしています。そういった中で、今回は栄小学校でこういう話が進んだわけですが、これを1年後らせて、住民としっかり話をしてということをおっしゃっていると思うんですけども、一方で、図書館行政を預かる側として、今、栄分室をこのままずっと残す必要性がどれぐらいあるかというところは、図書館の職員からもいろいろ話を聴く中で、行政評価の中で、先ほど統合を考えているというふうに申し上げさせてもらいました。

1円も無駄にするなということをおっしゃっている議員が、先ほど微々たるもんだとおっしゃった金額は700万円ぐらいです。この700万円は、図書館の書籍購入が今1,400万円です。この半分に当たるわけですね。それぐらいシビアにやっている中で、もし700万円が枠予算の中で教育委員会にあれば、これは図書館のほうもそうですけれども、先ほどから少し出ているGIGAスクールのほうでこれから多くの負担をお願いすることになりますので、そういった全体最適化の中で、そこまでして、ちょっと傍聴に来ていて申し訳ないんですけども、今、栄分室を残す必要を私としては少し持っていないと。

私もごとう委員にちょっと質問したいので、反問、よろしいですかね。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 反問ですね。お願いします。

○教育部長（小串真美君） ちょっと仮の話で申し訳ないんですけども、今は栄小学校の中に図書館の分室があって、児童クラブを開催したいと、そういう状況でございますけれども、仮に、今、学校の中で児童クラブができています。図書館は、本館と南部公民館にしかないという逆の状態を考えたときに、図書館を栄小学校の中に作りたいという議論が仮に出てきたとして、それを受け入れる必要を委員はどれぐらい感じておられますか。

（ちょっと質問の意味がよく分からないの声あり）

○教育部長（小串真美君） 政策の重要性を一回フラットに考えていただきたいもんですから、今は図書室が入っているところを児童クラブにという話をしておるんですけども、逆に、児童クラブが行われている状態で図書室を入れる必要が、市民からお話が出てきたときに、やはりそれは児童クラブを中止してでもやるべき政策の重要性があるというふうにお考えかどうかの意思を確認させてください。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 児童クラブを持ってくるということは私は賛成だと言っておるんで、持ってくれば良いと思うんですよ。あとは、学校の中でやりくりができないかということ。具体的な例もさっき言いました。こういう教室は併用できるじゃないかというようなこと

を言いました。だから、そういう工夫が足りないんじゃないかということをおっしゃるんですよ。

それから、先ほど言われたのでついでに言いますけども、図書購入費が1,400万のうちの700万がここにかかっているというけど、1,400万というのは、近隣の市町と比べたら極端に低いですよ。耐震工事をやる時にほとんど半分に減らしたんですよ。耐震工事が終わったら元へ戻すと言っているのにいまだに前のままです。先ほど、図書館の貸出冊数が減っている云々というような話もありましたけれども、それは子どもが減っているとかというようなこともあるけども、図書館の命は、新しい新書をどれだけ買えるかということですよ。図書の購入費ですよ。図書の購入費を半分に減らしておいて、それと比べて700万が高いとかどうか、それは別問題です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 反問はもうよろしいですか。

○教育部長（小串真美君） まだ続きでお願いします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 失礼しました。

小串部長。

○教育部長（小串真美君） まさしく今の1,400万、700万円という議論は、委員が心配していただいているような視点で申し上げました。1,400万円というのは、確かに近隣と比べると決して多い額ではありません。そういう状態もあって、南部に2か所ある図書室を1か所に併合することで、この700万円、これ、実際には学校の光熱費等々が入っていませんので1,000万近い数字になるかなど、今の形にすると、そういうふうに思っておりますけれども、それは教育部の枠予算の中で本来図書購入費に仮に充てれば2,100万円になるわけですね。現実的には全部充てるのは難しいですよ。一方でそういう下がっている状態があるので、それでも今、栄分室を残して運営していくというのは、図書館全体を考えたときに、貸出しが減っているのは新書が少ないというお話のとおり、そういった点もあると思いますので、一方ではそういう考え方でやらせてもらっています。

もう一点が、学校の中の工夫ということですが、例えば、GIGAスクールが始まるからパソコン室はすぐに空くだとか、音楽室3つあるからといって、音楽室の横で普通教室を入れて授業ができるかということ、そんな騒音の中では実際できないと思います。学校のことは、やっぱり学校長なり学校の4役が中心に考えていただいて、その意見を尊重して運用しておりますが、例えば、GIGAスクールが始まって、各教室ですぐにできると、委員はそういう判断なんですか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 話をそらされては困るんですけど、私は、来年の4月まで、急いで今やらなければならない、住民の声も聞かずにやらなければならないほど、そんな緊急な問題なのかということをおっしゃるんですよ。放課後児童クラブを持つてくることもこれは必要なことですよ、それはね。それから、分室があることも私は必要なことだと思っています。さっき、南部公民館に図書室があると言いましたけど、あそこは豊明市民が、学生とかサラリーマンが通るところでしょう。だからあそこへ支所を設けたわけでしょう。そうしたら、あそこの図書室と地域の分室とが同じ機能を果たすというふうに考えておるんですか。

(はい、委員長の声あり)

○ごとう 学委員 ちょっと続けて。

豊明市の図書館政策の中で、そんな、駅前にある図書室を、豊明の市民の大部分がサラリーマンですよ。そういうサラリーマンに特化した図書室にするとか、それから、あそこは学生も通りますから、サラリーマンとか学生を主な顧客にした、そういうサービスをきちっとするというのも考えるべきじゃないんですか。そういう戦略ないんですか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 小串部長。

○教育部長（小串真美君） 先ほどの私の反問の中で、委員は、学校の中の工夫ができないかということをおっしゃっているんだとおっしゃったので、私はパソコン室だとか音楽室の話をお聞かせしてもらったんですね。それを申し上げますと、今度は緊急性があるかということをおっしゃっているんだとおっしゃる。どちらが重要なんでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 どちらも重要なことで、パソコン室が私は来年からすぐ空くかどうか、それは知りません。空かないかもしれないけど。例えば、それじゃ、先ほどの児童会室はどうなんですか。児童会って、小学校1年生が帰った後ぐらいにやるんじゃないんですか。そうしたら、この低学年の学習室で児童会の会議ぐらい開けるんじゃないですか。一例ですよ、これ。これ、やれないですか。こうやって学校というのは、施設の有効利用を考えずに、週に1回でも2回でも開けば何々室、何々室って看板をつけて部屋を残したがる。私は、教育長時代にそういう学校と言ってみれば闘ってきました。そうやって放課後子ども教室を作らせるようにしてきました。

今、アセットマネジメントで施設の縮充が大事だと言いますが、施設の有効利用こそが大事ですよ。学校がこんな利用をしていることがいいことなんですか。例えば……まあ、いいや。今の件をお聞きします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） これで反問のほうはまずよろしいでしょうか。

(今の答えさせてもらっていいですかの声あり)

○建設文教委員長(ふじえ真理子議員) 小串部長。

○教育部長(小串真美君) パソコン室がすぐに転用できるだろうということで、私が事情を申し上げると、それは私は知らないというふうにおっしゃいました。僕も学校のことを全て知っているわけではないものですから、児童会室をどのように使っているか、ここには今、児童会室というふうに見板がついておりますけど、実際にはどのように使っているか、例えば、6年生が3組あります。算数と国語は少人数でやっておりますので、これを、算数と国語が重なればあと2つ要るので、学習室と児童会室で使っているかもしれないです。

だから、学校の中の細かいことは分からないんですけども、私が申し上げているのは、この反問の最初にあった、両方と入れるというのは不可能だということを先ほどこちらからは申し上げているものですから、その中で、児童クラブが先にあったとして、図書館の分室をこの地域だけ作るという判断が委員の中でもしあるとしたら、その政策の重要性の比較をどのように考えているかということを知りたいんです。

○建設文教委員長(ふじえ真理子議員) 繰り返になってしまうと思うんですが。

(今、反問じゃないんですかの声あり)

○建設文教委員長(ふじえ真理子議員) これで反問はよろしいですか、部長。

(反問を自分が言いたいことだけ言って終わるような反問はないですよの声あり)

(今、最後にお聞きしたつもりなんですけどの声あり)

(取り消してください、そうしたら。反問じゃないんだっただけの声あり)

○建設文教委員長(ふじえ真理子議員) 先ほど部長が今言われたこと、また繰り返しのようないきなりがしたんですけれども。反問のほうを終了して……。

(反問なら私、答弁しますが、反問権なんだで、反問じゃないんだっただけ、全部今言ったことを取り消してくださいの声あり)

○建設文教委員長(ふじえ真理子議員) 小串部長。

○教育部長(小串真美君) じゃ、もう一回ちょっと整理します。

私が当初反問した内容に対して、両方と必要だというふうにおっしゃいました。ただ、こちらは、今の議論の中で、パソコン室だとか音楽室、児童会室も含めて、学校との相談の中では無理だということを申し上げています。そういった状況の中で、今、図書館栄分室が入っている状態なんですけれども、これが、逆に、児童クラブが入っている状態で、今、地域の図書室というのは現実的には南部公民館ぐらいしかないんですけれども、この地域からの要望が出てきて図書館を入れるという話になったときに、その政策の重要性の

比較を委員はどのようにお考えになりますでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 私は、政策の重要性というのは、今回の場合は図書館と学校教育の問題ですので、図書館としてきちんとしたサービス網を持つことは大事ですよ。南部に拠点が必要だからということで栄小学校に南部の拠点をつくった。で、移動図書館車を廃止したわけですよ。ね。そういう図書館政策が非常に重要なんじゃないんですか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 伏屋教育長。

○教育長（伏屋一幸君） 図書館政策、もちろん重要です。社会教育法にも載っております。ただ、ここが場所が学校だもんですから、学校の施設を使って図書室を作るというようなことになってまいりますので、そうなってくると、学校の授業が一番大事なわけですよ、学校施設ですので。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 静粛に願います。

○教育長（伏屋一幸君） そういうようなことですので、今回、私どもは、新たな施設を学校に置いてしまうと授業に差し障りがあるとはいけないのでこういった結論を出した。ですから、ごとう委員がおっしゃっているのは、両方作ればいいんじゃないの、スペースはあるんじゃないのというようなことです。ただ、我々は、スペースは、今後の35人学級だとか児童数の増加を考えますと、ないだろうという、そういった提案をさせていただいておるんです。それがないんだけどあるんじゃないかというようなことで今擦れ違っておるんですよ。

だから、我々の立場として、我々が今まで学校ないしろんなところと相談させていただいて、学校の中にそういった施設が新たに作れるスペースがあるかどうかということは、もう結論が出ておりますので、この場であるんじゃないかとか言われても、なかなかそれをああそうですかと言うわけにはまいりませんという、そういったことを先ほどから申し上げておりますので、その辺りから議論を進めていただければと思います。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 反問はよろしいでしょうか。

（ありがとうございましたの声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 質疑のある方、再開いたします。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 継続審議の提案をしたいので、ちょっと暫時休憩をお願いします。事務局とちょっと相談しますので。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ただいま、ごとう委員より継続審査の申出動議

がありました。

では、暫時休憩といたします。申し上げます。会議の途中でありますが、午後1時まで休憩といたします。

午前11時52分休憩

午後1時再開

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩前に、ごとう委員のほうから委員会の審査期限の延長の動議が出ました。期日のほうをまだ言われなかったのもう一度お願いします。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 これまでの審査の中で、何が何でも来年の4月までにこの分室を廃止して、それで放課後児童クラブを持っていかなきゃならない、放課後児童クラブは持っていてもいいとは思いますが、そういうその必然性が見えてきません。

それと、まず何よりも、栄分室は、もともと南部の人たちの利用の拠点ということをつくったわけですので、南部の人たちの意見を広く聴いて決めるべきことだと思いますけれども、それができていない。そういう手続が踏まれていない。

それから、もう一点、校舎の平面図を頂きましたけれども、この教室を本当にフルに活用されとるのかなと思うような部屋がいっぱい、いっぱいあるんですね、この中にね。これはかなり、この中で、取りあえず放課後児童クラブを持っていても何とかやりくりして、児童生徒数からいってもまだ1年や2年検討する期間は十分あると思いますので、そういう理由で、地域の声を聞くということと、それから、学校の使い方についてもっと十分協議をしていただくという時間を取るために延長をしていただきたいと思います。

そういう時間を取るということになると、今期末ではちょっとえらいと思いますので、来期といいますか、9月定例会議まで延長ということで動議を提案したいと思います。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ただいま、ごとう委員から議案第63号について、委員会審査期限を9月定例会議末まで延期したいとの動議がありました。

直ちにお諮りいたします。審査期限を9月定例会議末まで延期することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 賛成少数であります。審査期限延期の動議は否決されました。

続いて、質疑、ございますか。

近藤委員。

○近藤善人委員 ちょっと揚げ足を取るようで申し訳ないんですけども、先ほど部長の答弁の中で、学校の詳細は把握していないがという答弁があったんですけども、これ、しっかり調査して、もっと議論を重ねてからでも遅くはないかと思えますけども、いかがでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員、すみません、学校の詳細というのは教室……。

○近藤善人委員 使われている教室のいろいろな状況。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 教室の利用についての。

答弁願います。

小串部長。

○教育部長（小串真美君） 申し訳ありません。それは、学校が義務教育をやる上で教室をどのように使っているかというのは、やはりちょっと私の立場では詳細に把握することは難しいと思います。

ただ、今回の件で、教室を栄分室だとか児童館に御提供いただくということで、校長先生と協議をするにも私も参加しましたし、その後、教育長もまた別に学校のほうを訪問して協議をしておりますので、学校運営上、校長先生はじめ4役の先生とか少人数学級をやっている先生とか、いろいろ話をする中で非常に難しいというお答えをいただいておりますので、私どもの立場でこれ以上学校の詳細な運営のところまで少し申し述べるというのは控えたいなというふうに思っております。

終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございせんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今の件に関して、学校の中で、これ、いろんな教員の方が関係することだと思いますけれども、どのように協議をされたかということについて把握してみえるでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小串教育部長。

○教育部長（小串真美君） 把握はしておりません。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 伏屋教育長。

○教育長（伏屋一幸君） 今のごとう委員の御質問ですけども、先ほど部長からもありましたが、私が学校長と話をしました。学校長は、それ以前に4役と話をしたということで

ございますので、その上で私のほうと調整をしたということです。その結論として、6教室、近い将来増えるということであれば、なかなかほかの施設を校舎内に作るというのは難しいと、そういったことでもございました。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 栄分室の機能を南部の図書室に移動するという事なんですけども、一番の問題は駐車場の問題があると思うんですけども、栄分室のほうには17台の無料の駐車場があって、これ、機能を移行するという事であると、有料の駐車場、30分は無料なんですけども、それ以降は有料になってしまって利用者の方に大変御不便をかけるというようなことになると思いますけども、この辺、何かお考えはあるのでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 伏屋教育長。

○教育長（伏屋一幸君） ただいまの御質問についてですけども、前後の駅前にはかなり民間の駐車場がございます。その部分を月ぎめで市が借りるだとかということも選択肢の1つとしてありますので、そういったことを今後、これをお認めいただければ進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

近藤委員。

○近藤善人委員 議案第63号に対して反対の討論をいたします。

児童クラブ移転には賛成はいたしますが、降って湧いたような栄分室の閉館にはいろいろな問題点があると言わざるを得ません。まず地域住民、そして利用者への説明責任を果たしていないということ、説明会の周知も不十分で、地域住民の大半は気づかず、2日間で23名の参加しかありませんでした。説明会を知らなかった方から、周知が不十分で議論の場もなかった、市長の独断で決めるのはおかしい、また、分室関係者からも、なぜ急ぐのか説明もないとの声もありました。3月の経営戦略会議で議論し、5月12日の会議で意思決定したとありましたが、おおよそ2か月間、コロナの影響はあったにしても、何かほかの方法で市民の方に周知する方法はあったと思います。

栄小学校では、質疑の中でも言いましたように、1979年度の児童数は39学級で1,572名を

収容していました。現在600名弱と思いますが、1,500名を収容できる学校規模があるのになぜ栄分室と児童クラブが共存できないのか理解に苦しみます。

あと、栄分室の機能を南部公民館図書室への機能移転と新聞記事にありましたが、これも非常に無理があると思います。駐車場の問題は、今、教育長からも御答弁がありましたけども、ほかにも、公民館というだけあって図書室の機能を備えていないということ、一般の人がかなり出入りして図書室の機能としては適していない。

以上の理由から反対といたします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 議案第63号について討論をしたいと思います。

日々刻々と変化する社会情勢の中、適切な対応を求められているのだろうと思っています。感情的な理論は排除して、議員として政策の重要性についてちょっと判断したいと思っています。

答弁にもありました、文科省より児童クラブを学校内に設置するよう指針もあって、校内への児童クラブ設置に向けた動きについては賛成であります。

現状、10分かけて児童館へ移動している児童の安全確保のためにも早急の対応が求められている中、反対する理由は私の中では見つかりません。

私も、小学生の子どもを持つ親として、子どもたちの安全を担保するのは我々大人の役目であると考えております。我が子が交通事故に遭遇するリスクが少しでも軽減されることは、児童クラブへ通わせている親御様からすれば、大変喜ばしいことではないでしょうか。

また、今後想定される栄小学校での児童数の増加対策については、中長期的な戦略の中で段階的に進めていく必要があります、今回はその第一歩であると考えております。

しかしながら、1点苦言を呈したいのが、常日頃利用されている方々に対する説明が足りていたとは思えません。事実、多くの市民の方々が声を上げられ、行動されていることから、市は、そのことについて真摯に受け止めていただき、今後の糧にしなければならないと思います。

冒頭でも申し上げましたが、委員会での質疑、答弁、総合的にかつ冷静に判断して、大変迷いましたが賛成とさせていただきます。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 先ほどの質疑の中でも明らかになりましたように、この4月までにどうしてもやらなければならない理由というのが私には見つかりませんでしたので、この案を可決することについては反対せざるを得ないということです。

何点か申し上げますけれども、まず1点目は、利用者、児童書の利用が大変多いです。子どもも含めて意見を十分聴いていない。豊明は、総合計画でめざすまちの姿で、市民の意見を吸収して、吸い上げて市政に生かす。この総合計画をつくったのは今の教育部長や教育長が企画課長あるいは行政経営部長として中心になって行われました。その総合計画の趣旨に真っ向から反するやり方ではないかなというふうに思います。それが1点。

それから、2点目に、私は放課後児童クラブをここへ持ってくることは賛成ですけれども、今すぐ放課後児童クラブを持ってきたからといって全く対応できないほど教室の状況が逼迫しているわけではないというふうに考えます。教育委員会として、放課後児童クラブ、これは市長部局のことですけど、これも大事だけれども、図書館のことについては教育委員会の責任事項ですので、何とか両立できないかということをもっと積極的にそういう立場で考えて、学校の状況を十分把握していないとかって言っているんじゃないで、十分把握して、責任のある判断をして提案をしていただくようにしていただきたいというのが2点目。

それから、3点目に、これも教育部長、教育長が、以前、企画課長あるいは行政経営部長をやっておられたことと関係がありますけれども、アセットの考えが非常に背景に強くある。要するに市の行政サービスの、要するに市の施設を減らしていくということがあって、教育委員会としてというよりも、行政サイドのアセットマネジメント、この考えが強く背景にあって出されてきているものだなというふうに思わざるを得ません。

4点目に、ということは、教育委員会が、言ってみれば、ちょっと言葉が悪いかもしれませんが、市長の下僕と化しているということではないかなと私は思います。執行機関の多元性というのは地方自治の制度の根幹であります。市長に権限が集中しないように、教育委員会は、教育委員会として独立した判断ができるように教育委員会が別の執行機関になっているわけですので、そういった教育委員会としての判断をきちんとして、主張すべきは主張していかないと市長部局に流される。この執行機関の多元主義という地方自治の基本的な考え方が、今回全く生かされていない。このシステムが生かされ切っていない、機能していないというふうに考えるのが4点目です。

それから、5点目に、これ、質問の中では言いませんでした。教育長から、当初に、議決を前に云々という話が、謝罪がありましたけれども、ホームページを見ると、5月13日に閉鎖が決定しましたって載っているんですよね、ずっと。それから、説明会を聞いてい

でも、説明会の場でも、市民に閉鎖は決定したということを書いておられました。地方自治法をまつまでもなく、公の施設の廃止は議会の議決を得なければ閉鎖は決定されません。されてない中で、書いてみればその情報を流して、それによってここまで持ってきた。大変これは罪深いことといたしますか、市民を裏切る行為であるというふうに私は思います。また、我々議会の側からいえば、我々議会の権限、決定するのは我々議会ですので、我々の権限が大きく侵害されたことだと思っております。委員会で、教育長がちょっとおわびをしたからといって済む問題ではないということをお願い申し上げます。

以上申し上げて、反対の討論といたします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 議案第63号 豊明市立図書館条例の一部改正について、賛成の立場で討論申し上げますが、私の気持ちとしてはすんなりと賛成というわけにはいきませんので、附帯決議を申し上げます、本会議場において。

やはり厳しい条件をつけていかなければ、二度とこういったことが起こらないようにするために、やはり市民の皆さんの意見、意向、そういったことをもっともっと真摯に大切に扱っていただくためにも、やはり言葉として文書に残さなきゃいけない。そういったことで、本会議場において附帯決議を申し上げますが、いいですか、このまま申し上げます。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 討論ですね。

○月岡修一委員 討論です。

この場においては全文は読みませんが、やはりこの一連の様々な動きに対して、市民の皆様には私は相当迷惑をかけていると思う。本当に余分な心配もかけていると思う。そういった失礼なことがないように、やはり今後あるべきだと思う。そういったことをやはり文章にしながらきちっと残し、厳しい意見も添えながらやっていかないと、市民の皆さんも納得できないと思います。ただ、子どもたちの将来の安全と成長のために児童クラブを確立したい、そういった趣旨に関しては、もちろん賛成であります。ですから、それに対して反対という、正面から反対という市民の皆さんはそういないと思います。しかし手法です。本当に真摯に正面から説明をして、納得をしていただくまで時間をかける。これが、午前中も申し上げましたけども、市職員としての責務でありますよ。そこに手抜きがあってはいけない。それが怒りにも満ちた私の意見です。

したがって、今、附帯決議案を読むことはしませんが、本会議場において附帯決議を申し上げます。

委員長、分かりました。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ちょっと確認です。月岡委員にお聞きしたいんですけども、今、附帯決議ということをおっしゃったんですが、それをこの委員会ですられるという理解でよろしいですか。

○月岡修一委員 委員会では出しますよということをお知らせして、本会議場です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） この委員会では……。

○月岡修一委員 今、出しますからということをお願いしたわけですが、本会議場において附帯決議をもって賛成としたいので、本会議場において附帯決議を表明しますということです。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 表明しますということで、ここでは、委員会では扱わないという。

○月岡修一委員 扱っていただきたくないです。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 分かりました。

以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第63号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 賛成多数です。よって、議案第63号は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第67号 豊明市墓園条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

堅田環境課長。

○環境課長（堅田直寛君） 議案第67号 豊明市墓園条例の一部改正についての説明をさせていただきます。

この案を提出するのは、豊明市の勅使墓園の維持管理を指定管理者が行うことになった場合に必要となるからです。

それでは、1枚おめくりください。

第15条を第17条とし、新たに15条、16条の2条を加えるものでございます。

15条では、墓園の管理を指定管理者が行えることとし、期間を5年以内と定めております。

第16条では、指定管理者が行う業務の範囲を定めております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 条例第16条の1項にあります墓園の維持管理及び運営に関する業務とありますが、議案質疑でも出てたと思いますが、もう一回再確認です。どのような業務内容になりますか教えてください。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

堅田環境課長。

○環境課長（堅田直寛君） 基本的に維持管理と申しますと、私どもが今行っているのは、トイレ清掃ですとか樹木の剪定、草刈り、これが主になっております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 現行の豊明市墓園条例を見てみますと、現行では管理者の項目がないんですね。それで、今回、指定管理者による管理という条が追加されるということで、これ、指定管理というふうに書いてあります。指定管理というのは、そもそも施設の管理権限を委任するという大きな考え方があるんですけども、先ほどの墓園の維持管理、運営に関する業務の内容を考える限りでは、業務委託という形でもよかったのではないかと申うんですが、これを指定管理にした理由を教えてください。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

堅田課長。

○環境課長（堅田直寛君） 指定管理にした理由としましては、現状から申し上げますと、今の墓園は、特別会計としまして永代使用料とその基金で運営しております。現状としましては一般会計からの繰入れは頂いていないということで、全て自前で活動しておるんですけども、ただ、現状では管理料等も頂いてないという現状で、いつかは枯渇するという現状になっております。それは3月に近藤郁子議員からの質問のときも御回答させていただいてきましたけども、今後、私どもについては、持続可能な墓園事業としてやっていくために今から準備する必要があるのではないかと。その場合に、現行の、今の管理制度のままということでやりますと、結局業務委託でやると何も変わらないという現状がございます。指定管理にすることによりまして、今回は墓園と公園を一緒に考えているんですけども、スケールメリット等も考えられますし、新たな自主事業等も、今後、指定管理者でやることによりまして考えていける可能性は非常に高いものですから、そういったことを期待しての制度という形になっております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 では、現行の今の想定される業務内容、草刈りであるとかトイレの清掃であるとかといった以外にも、指定管理者の独自の何か事業がというふうに、これ、墓園に関してというのはどういようなことが想定されるのでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

堅田課長。

○環境課長（堅田直寛君） 内容につきましては、実は今年の1月に既に8者の事業者からサウンディングという形で意欲のある事業者からお話を伺っております。事業者の立場からすると、私どもだったらこういったことを提案できますよとか、そういったことのお話をいただいたんですけども、今後、そういったことを、この6月議会で条例をお認めいただきますと、今年度中にプロポーザルという形で、提案型の事業になりますので、そこでいろいろ話をする形になるものですから、今この場でいただいた意見を申し上げるといいう形になりますと、出した方に対してちょっと不利益を被りますので、詳細についてはちょっとお答えできません。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 8者という答弁があったんですけども、そのサウンディング型市場調査の中に造園業関係が2事業者、施設の管理運営・利用関係が5事業者、不動産産業関係が1事業者とありますけども、造園業関係というのは分かるんですけども、施設の管理運営・利用関係5事業者というのは、どのような業種の事業者なのでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

堅田課長。

○環境課長（堅田直寛君） あまり詳しいお話はちょっと難しいんですけども、不動産であつたりとか施設の管理を既に行っているとか、そういったところになります。

以上です。

ごめんなさい、不動産は下にありました。失礼しました。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤善人委員 それを今言おうと思ったんですけども、よく分からなかった。とすると、例えば、永代使用料とかそういうのの変更もあるということなのでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

堅田課長。

○環境課長（堅田直寛君） あくまで永代使用料とかは、これは完全な市の施策の根幹になりますので、こういったことを指定管理者に投げるといいますか、そこを任せるといことは考えておりません。あくまで、もし管理料を取るという形にされるといのは、これは市の施策として決定しての話になりますので、指定管理者がもし入ったからといって、直ちに管理料を取るとか、そういったことではございません。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤善人委員 墓地の使用者の決定とかも、指定管理者じゃなくて市のほうがやるということなんでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

堅田課長。

○環境課長（堅田直寛君） 今のお話のとおり、墓地の、何ていうんですかね、販売といひますか永代使用料を頂く形のやつは市の業務として行う予定でおります。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今答弁がありましたけれども、永代使用料が指定管理者のほうに収入で入るとか指定管理者が還付金を払うとかという、そういったことは一切ないという、そういうことでよろしいですか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 確認ですね。

堅田課長。

○環境課長（堅田直寛君） 今の現状、永代使用料関係につきましては、個人情報のかいでもございますし、そこについて管理者に全て投げるといことは考えておりません。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 要は、業者が工夫するといのは、先ほどの自主事業もありますけれども、上手に墓地を販売、販売じゃなくて永代使用料ですけども、販売して収益を上げるといことではないと成り立たないんじゃないかなと思んですが、その部分は渡さないといことなんでしょうね。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

堅田課長。

○環境課長（堅田直寛君） 現状、今、私どもの考え方としましては、まず、令和4年の4月からこれを考えているんですけれども、維持管理を中心に考えております。当然ながら、最初の段階から、そういった今おっしゃったような販売等も含めて、自由にその業者さんにやらせるとかそういうことは一切考えておりません。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 先ほどの鶴飼議員の自主事業の関係ですけれども、この自主事業で今までサウンディングをやってきた中で、これなら業者が収益を上げられて、その結果、例えば、維持管理料が今までの半額で済むとか格安で済むとかというような、そういう見通しはあるのでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 堅田課長。

○環境課長（堅田直寛君） あくまでサウンディングでこちらから提出した資料というのは、非常に粗い資料になっております。向こうもこういったことはできるよという形で正式な積算はしていない段階でお話を伺っておりますので、どんだけ例えば今の話で安くなるとか、そういったようなコスト計算は、こちらもしておりませんし、相手方もしておりません。現状、そういったことをやるのは、これからのプロポーザルで実際の実現可能な事業を上げていただく、それを私どもが選ぶという形になりますので、現状ではそういう形になっております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 ということは、当面、自主事業で指定管理者に非常に多くの収益が上げられて、市がそのためにコストを削減できるというようなことは、現状では見通せていないということでしょうかね。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 堅田課長。

○環境課長（堅田直寛君） 最初に申し上げましたけど、まず、墓園事業自体では、現行では一般会計からは頂いていないんですけれども、ただ、その分、非常に苦しい状況が続いているのは皆さん御承知のとおりだと思います。私どもは維持管理をかなり削減して、ぎりぎりの状況でやっております。ただ、現状では、何年先か、10年先、20年先には基金も枯渇する状況が考えられるということで前回もお話をさせていただきました。

そこで、どういった形でやればコストを下げて、あるいは逆に収益を上げるかと考えたときの指定管理者制度になりますので、そういった形でちょっと御理解いただければと思

います。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 そうすると、差しあたりは維持管理事業が主になると思いますけれども、現在の維持管理事業、先ほど言われたように、樹木の剪定とか除草とかトイレ清掃。これはシルバー人材センターが行っておりますが、これは、指定管理者になると、シルバー人材センターから仕事を取り上げて指定管理者のほうにやっていただくということになるのかということが1点。

それからもう一点、今、シルバーというのは、前にどなたかが一般質問で最賃法に引っかかるような報酬しか払えてないんじゃないかというようなお話がありました。そのぐらい安いわけですけども、それより安くなる見込みがあるんでしょうか。その2点をお願いします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 堅田課長。

○環境課長（堅田直寛君） ごめんなさい。まず、値段のことで指定管理者にやっていると、ちょっと言葉は悪いですが、はまっていく形があります。そもそもの指定管理者にやる理由としましては、当然、コストの削減というのも私どもとしては1つ期待はしておりますけれども、もともと墓園の維持管理のトイレ清掃ですとか樹木の草刈りというのは、規模としては非常に小さいです。そこからコストをどれだけ下げれるかというのは、正直、なかなか難しいところもございます。

それよりも、今墓園を实际使っていただいている方に対するサービスの向上、先ほど自主事業とかも話しましたが、そういったことも含めた総合的な魅力の向上ということを目指しておりますので、コスト削減を第一というふうには考えておりません。

以上です。

ごめんなさい、もう一点、最初の質問。ごめんなさいちょっと……。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） シルバー人材センター。

○環境課長（堅田直寛君） シルバーの仕事の奪うかどうかという話でしたね。すみません。仕事を奪うという言葉についてはすごく抵抗があるんですけども、当然ながら、指定管理者が入れば、その指定管理者が事業者、新たにそこで全部自前でやるということではないと思いますし、地元企業も、雇用も含めて大事だというふうに考えておりますので、そういったことも含めてこちらのほうも考えていきたいなと思っております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 ということは、あれですか、その指定管理者がまたシルバーに下請に下ろすというようなこともあり得るとのことなんでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 堅田課長。

○環境課長（堅田直寛君） そういった考えもあるかと思います。下請と申しますかジョイントと申しますか、そういった形で、得意分野、例えば、指定管理に入っていただくのが、例えば、公園、墓園、それぞれ全て得意というのは当然あり得ませんので、そういった苦手なところはジョイントでやってもらう。あと、そういった草刈りとかも、そういった得意な、自前でできなければ当然そういったところに協力を仰いでいただくというのが当然だと思いますので、そういった形で一緒にやっていただければいいかなと。それはただシルバーとは限らないかもしれません。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 すみません、ちょっとそのジョイントというのがよく意味が分からないのですが、例えば、シルバーと指定管理者がジョイントを組んで、その事業者とシルバーが指定管理者になるというような、そういう意味ですか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

堅田課長。

○環境課長（堅田直寛君） ごめんなさい、シルバーというふうに特定しているわけではないんですけども、例えばですけど、墓園事業が得意な業者さんと、あるいは公園のほうが得意な業者さん、例えば、公園も墓園も両方とできるという大手も当然いらっしゃるかもしれませんが、そういったところがそれぞれ得意な分野で一緒にやっていただくというのも考えておるといのが、今の、ごめんなさい、私のちょっと足りなかった説明になります。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤善人委員 サウンディング型市場調査の中に以下の項目をポイントとして対話を実施しましたってあるんですけども、先ほど8者というのがあったんですけども、サウンディングの中に地元企業の活用、育成及び地域との協働についてとあるんですけども、この8者は全て豊明市内の業者でしょうか。お願いいたします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

堅田課長。

○環境課長（堅田直寛君） 全てではないです。市外業者も当然ございます。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤善人委員 それは何者か分かれば。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

堅田課長。

○環境課長（堅田直寛君） 市内業者は1者でした。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかに。

近藤委員。

○近藤善人委員 確認ですけど、市内業者1者ということは、あと7者は市外の業者ということ。

（そのとおりですの声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 原則的なことを。先ほどからの答弁とちょっとダブるかもしれませんが、これまで、指定管理というのは、経費が安くなる、経費節減ができて、なおかつ市民サービスがよくなるということで進められてきて、実際はほとんどそうっていないわけですけど、今回は、その点について、経費はどのぐらい節減できて市民サービスは何が向上されるのか。その辺について見通しをお聞かせください。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

堅田課長。

○環境課長（堅田直寛君） 繰り返しになりますけど、経費として維持管理で私どもが使っている主なものが、トイレ清掃と樹木の草刈り、これ、合わせても450万、500万弱ぐらいしかございません。これを今、ごとう委員からも先ほどありましたけど、シルバーのほうでやっていただいております、回数等も含めてぎりぎりの状況で今やっている状況になります。これからさらにコストを下げるといふ形としては、墓園だけで見るとなかなか難しいのかなと。これ以上の回数減とかは難しいとは思っております。そうすると、かえって市民の方、使われる方に対して不快感を余計与えてしまうというふうに思いますので、コストとしては、今現状では、これより少しでも安くなればいいなとは思っておりますけれども、コスト削減を幾らという形では考えておりません。それよりも、先ほど申し上げましたけど、今現状で、あそこの現状、行っていただければ分かりますけども、別に管理者等もおりませんし、自由に出入りして自由にお参りはできるんですけども、例えばです

けども、管理者とかが、もし指定管理者になってあそこに仮に置いていただいたりとかそういうことをすれば、その御案内であったりとかそういうことで、不慣れな方が来られても案内もできますし、例えば、こういったところ、購入を考えているんだけどとかそういう御相談もできるということで、サービスとしては格段に上がるんじゃないかと、そういうことを期待はしております。ただ、これを管理人を置くとか置かないとかも、当然それは今私が勝手に申し上げているだけです、これが今現状で何も全て決まっているわけではございません。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤善人委員 墓地経営・管理の指針等についてということで厚生省の生活衛生局長通知の中に、墓地経営主体は市町村等の地方公共団体が原則であり、これにより難しい事情があっても、宗教法人または公益法人等に限られることとあるんですけども、この辺の問題はよかったのでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

堅田課長。

○環境課長（堅田直寛君） 今のお話で、指定管理で、例えば、私も全て把握しているわけではないんですけども、名古屋市さんとかでも、みどりが丘公園は公益財団法人の指定管理者が入っておりますので、指定管理者で特に問題があるというふうには考えておりません。

また、コンサルのほうとも1年間いろいろ打合せをしてきたんですけども、こちらのほうに対してお話をしても、特に問題があるというのは聞いておりません。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） これで質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

月岡委員。

○月岡修一委員 まず、私も勅使墓園は活用しておりますが、あの墓園を利用される方々が指定管理にして本当によかったと、そういうふうに思っただけのような運営にしっかりと取り組んでいただきたいと御要望申し上げて、賛成といたします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 議案第67号について賛成の立場で討論いたします。

先ほどの月岡委員の発言でもあり、今、討論でもありましたとおり、市民の方が今よりもよりよく使いやすい環境を整えていただきたいと思います。また、永続的にこの墓園が続ければと思っております。

1点だけ申し添えておきますが、豊明市の墓園条例を見ると、その中に、行商の禁止、禁止行為、行商というふうにあります。つまり販売とかだと思っただけですけども、いろいろと調べたところ、他市町では指定管理者が墓石をあっせんするというか販売をして、それで指定管理の取消しが事実ありました。そういったことがないようにしっかり見ていただいて、その辺りも市のほうが管理していただきたいと思います。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 先ほども言いましたように、指定管理というのは経費節減と市民サービスの向上、これが図られなければ意味がないわけですし、今回、指定管理にしても、実質維持管理がほとんどというようなことですので、そういうことなら、現在シルバーでこれ以上安くやれないことはないぐらい安く丁寧な仕事をしていただいていると思いますし、それから、シルバーというのは年配者の方の社会参加というか、そういう貴重な役割を果たしているわけなんで、そういう人たちの仕事を結果的に奪うことになる可能性がかなり高いなというふうに今聞いていて思いましたので、そういう点については問題があると思います。

それから、収益事業で大きな事業を上げて、もう維持管理費なんかはその範囲内でやってもらえるというような事業者でも現れるんならまだ理解もできると思うんですが、今お聞きした限りでは、そんな相当の利益を上げるような実施事業があるというふうには考えられませんので、指定管理の趣旨に合わないというふうに私は判断して、これは反対いたします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第67号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 賛成多数であります。よって、議案第67号は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第68号 豊明市農村集落家庭排水施設事業受益者分担に関する条例等の一

部改正についてを議題といたします。

本案につきましては、既に本会議で近藤下水道課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○建設文教委員長(ふじえ真理子議員) 御異議なしと認めます。よって、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 延滞金特例基準割合ですか、ちょっとあまり聞き慣れない言葉ですけども出ておりますけれども、いわゆる機械的に従来から言われている延滞金の利率、7.3%とか14.6%とかにするのではなくて、財務省が今金利の低い状況に鑑みて引き下げたものを示しているというふうに思いますが、この財務省のほうから示されている率が今何%なのかということと、それから、その率によると、7.3%の期間、それから14.6%の期間の利率はそれぞれ延滞金の利率はどのようになるのかお示しいただきたいと思います。

○建設文教委員長(ふじえ真理子議員) 答弁願います。

近藤下水道課長。

○下水道課長(近藤 潔君) 今回、下水道条例に関しては文言だけですので、基本的には利率等は変わってはいません。利率につきましては今手持ちがございませんので、後ほど回答いたします。

○建設文教委員長(ふじえ真理子議員) ほかにございませんか。

(進行の声あり)

○建設文教委員長(ふじえ真理子議員) 回答待ちですかね。では、回答が出るまで暫時休憩といたします。

午後 1 時 4 2 分休憩

午後 1 時 4 3 分再開

○建設文教委員長(ふじえ真理子議員) 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

近藤下水道課長。

○下水道課長(近藤 潔君) 先ほどのごとう委員のパーセントのことですが、延滞金のパーセントでございますが、1か月までが2.6%、2か月以降が8.9%、以上でございます。

○建設文教委員長(ふじえ真理子議員) ごとう委員。

○ごとう 学委員 現在の財務大臣が告示している率が幾らで、それに何がプラスになっ

てこの率になるのかというところの説明もお願いします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

近藤下水道課長。

○下水道課長（近藤 潔君） 少し時間ください。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかに質疑のある方、ございませんか。

答弁願います。

○下水道課長（近藤 潔君） 率については変わりはありません。

終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 率は変わらないと。

よかったですか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 聞きたいのは、現状どうなっているかということを知りたいのでお聞きしておるわけですが、間違っておたら言ってもらえばいいですけど、私が思っているのは、財務大臣が1%とか2%とか告示されておって、それに最初の1か月は幾らかを足してこの率になる、1か月以降は幾らか足してこの率になるということになっておるんじゃないんですかということなんですけど、それはどういう数字ですかということをお聞きしておるんですけど。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） 1.6%が従前のものでございます。

終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほか、よろしいですか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第68号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第68号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第69号 豊明市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

中野都市計画課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 議案第69号 豊明市都市公園条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出するのは、都市公園の管理を指定管理者が行う場合において必要があるからです。

それでは、1枚おめくりください。

第21条を24条とし、新たに21条から23条を加えるものでございます。

21条では、都市公園の管理を指定管理者が行えることとし、期間を定めております。

第22条では、指定管理者が行う業務の範囲を定めております。

第23条では、準用を定めております。

附則として、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 ちょっと仮の話になっちゃうんですが、先ほどの67号の墓園条例もちょっと絡んじゃうんですけども、今回のこの69号で条例一部改正されて、先ほどの墓園と同一事業者が指定管理者になるということも想定されますでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 墓園と公園と併せて指定管理者の募集を行うというふうで考えております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 これ、公園、対象になる公園というのは、街区公園とか近隣公園とか大きな公園があるんですけども、全ての公園が対象になるのでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 勅使墓園を含めて、65か所の公園緑地を検討しております。

す。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤善人委員 サウンディング調査の中で、例えば有料化検討対象の中に、グラウンド、中央公園、唐竹公園、落合公園、西川公園、大原公園、椎池グラウンド、テニスコートとして、落合公園、西川公園、これ、有料化になるのでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 施設の有料化につきましては、今回の条例とは別で検討をしております。ですので、今回の指定管理者が行うという条例については、有料化については一部変更はしておりません。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤善人委員 じゃ、指定管理になっても、有料にはならないという認識でよろしいでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 指定管理者が今現在別途で有料化について検討しておりますので、その結果次第では有料化になる可能性もありますので、将来的に指定管理者が料金の徴収、收受を行う可能性もあると考えております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤善人委員 そうすると、市民サービスの低下につながると思うんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 市民サービスの低下につながらないように、料金の徴収をしてでも利用者が満足していただけるような、そういった施設を管理運営していきたいと考えております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございせんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 有料化というのは、例えば街区公園とか近隣公園とかというのは都市

公園法で、一定の基準で設置するように定められておるわけですがけれども、例えば大原公園は近隣公園ですがけれども、大原公園のグラウンドは近隣公園なのに、それを使ったら有料、料金を取られるというようなことがこれから生じ得るといふ、そういうことなんですか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 今回の条例では有料化については触れてはおりませんが、将来的な、今検討している将来的な有料化についてのお答えになってしまうんですけど、どこまでお答えしたらよろしいでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） この条例とは関係ないということですね。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 今回の条例とは関係ありません。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 今回の条例と関係なくても、指定管理になった場合にそういうことが、検討しておるといふ先ほど答弁でしたので、私が言ったような問題が、もしそういうことをすると生じるといふと思いますが、そういうことも将来の検討の対象にはなるのかということをお聞きしておるんです。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 検討の対象になるのか。

答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 有料化については、将来の検討事項……。

（決まってないでしょう、決めていないでしょうの声あり）

○都市計画課長（中野忠之君） 有料化については今何も決まっておりませんので、この場でお答えするようなことはありません。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 業務範囲がこの22条に定めてありますが、この1、2、3それぞれ、もっと具体的にですね、この1号、2号、3号の内容をちょっと御説明いただきたいと思ひます。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 22条の1項につきましては、公園の維持管理及び運営に関する事業ということで、内容は、樹木の剪定や除草、遊具やトイレ、公園灯など公園施設の点検や修繕、消耗品の購入や管理・補充、光熱水費、通信費の支払い事務などになります。

2項のほうについては、公園の利用に関する業務ということで、利用申請に対する業務や地域ボランティアとの連携、イベントなどの企画運営ですね、そういったものを考えております。

3項につきましては、それ以外で市長が必要と定める事業ということなんですけど、今回は指定管理者を導入する体制づくりを行うためのものでありますので、具体的に何を指定管理者に行わせるかにつきましてはまだ決まっておきませんので、今後仕様書、プロポーザルの仕様書を作るときまでに検討をするというふうに考えております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤善人委員 都道府県立の大きな公園は指定管理は分かるんですけども、市町村立の小規模な公園については自治体の運営が非常に多いと思うんですけども、近隣の様子と、先ほど言ったちっちゃな街区公園とかも指定管理の対象になるのかという確認をお願いします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） まず、小さな街区公園も指定管理の対象で今のところは検討しております。近隣の状況につきましては、東海市のほうで大池公園をはじめ77か所ということで指定管理を行っている例がございます。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 先ほどの墓園と同じで、指定管理はコストとサービス、コスト節減とサービスということですけども、この公園の場合も、指定管理者がイベント等の実施事業で収益を上げることで、維持管理委託費が大幅に減額になるというようなことをある程度想定をしておられるのでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 今回は公園の老朽化が進んできていますので、公園自体の魅力が低下してきているというところを改善したいというふうに考えておきまして、市

民サービスの向上ということで、指定管理者の自主事業であったり管理のノウハウであったり、そういったところから市民サービスの向上、魅力の向上という、公園の魅力の向上ということが図れればというふうに考えております。

経費の節減については、正直、スケールメリットを生かしてどれだけ事業者のほうで削減をしていただけるかというところになりますので、現段階ではお答えすることはちょっとできません。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 サウンディング調査などもされているということですが、そういう中で、これは大幅に業者に収益が上がって、逆に市のほうの委託費が下がるというような、そういう見通しは、確信が持てたとかいう、そういうことではないんですか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 今回は、先ほどもお答えしたとおり、街区公園も含んでおります。小さな公園も含んでおりますので、維持管理のほうで、維持管理のウエートがかなり大きくなりますので、収益のほうで上がって、それを維持管理費のほうに充てるといのはなかなか難しいかと考えております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤善人委員 地域との関係なんですけども、今、年に2回町内で、三崎区なんですけども、大掃除とかで公園の掃除をしているんですけども、その関係とか、ボランティアの方が花を植えたりとかしているんですけども、その辺の関係はどうなるんでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 今のところ、まだ決定事項ではありませんが、地域のボランティアとの連携ということも、指定管理者のほうに管理をしていっていただきたいというふうには考えております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤善人委員 子ども会とかも公園の管理でお金を頂いているんですけども、その関係も、それはなくなっちゃうんでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 地域一括交付金で清掃をした場合に、町内、区のほうにお金を今現在払っていると思うんですけど、そちらについては今のところなくすというふうな考えではありませんので、また今後、事業者、指定管理者が決まりまして、どこまで管理ができるのかということも詰めていかなければいけませんので、その中でまた検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

青木副委員長。

○青木 亮委員 ちょっと確認なんですけど、勅使、ここの管理を一部団体に払っていたように記憶があるんですけども、これ、指定管理においても管理料を払われますでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 勅使水辺公園につきましては借地をしておりますので、水利組合のほうに借地料を払っております、今現在。こちらのほうについては市のほうから借地料を払いまして、指定管理のほうで管理していただくような形で考えております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 先ほどの墓園と共通するような質問ですけれども、公園の維持管理が中心になるということですが、これも、今公園の維持管理って、この実績報告書の委託契約のところを見ると、公園関係で造園業者だとかシルバー人材センターだとか、あるいは衛生関係のところだとか、いろんなところが受託してるわけですが、こういったものをまとめて1本で指定管理者にやっていただくようになる。逆にいうと、こういった事業者は今後仕事なくなるという、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 今、委託をいろいろ分割して出しているんですけど、こちらについては一括にして指定管理者に出したいと考えております。今まで管理してきていただいた業者さんにつきましては、サウンディングをしたときの事業者さんの回答のほうでは、地元の事業者についても、やはり協力会社として、下請会社として、一緒に地域の公園を管理していきたいというふうに考えているというふうに御意見もいただいております。

ますので、そちらのほうは指定管理者がどのように地元業者さんを使っていられるのかということになっております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 ということは、指定管理者が仕事を受けて、それを従来の会社に配分するとか、というような結局構造になっていくんでしょうかね。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） それについては請け負う事業者さんによりますので、今ここでお答えすることがちょっとできかねます。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今の件については、一本で業者にお任せすれば市内の事業所とかシルバーが仕事を失うことになるし、それから、逆に指定管理者を通してそこからの再配分するというような形になれば、中間経費がかかるようになるだけであまりメリットがないかなというふうに思いますけど、それはまた後で討論で言うとして。

これで、この公園関係、予算約1億、これ、30年度の実績報告書で見ると1億4,000万ぐらいがかかっていることになるわけですけども、これがどのくらい今回の指定管理者で削減されるというふうに見込んでおられるでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） まだ1億4,000万の見込みというのが幾らになるのかというのは、今現在時点では算定しておりません。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 そうすると、メリットがあるのかなのか分からないのに、とにかく指定管理にするというふうにししか聞こえてこないんですけども、そういうことなんじゃないかな。

あと、もう一点お聞きしたいのは、公園管理に関わっている職員、今現在何人かいると

と思いますが、これ、指定管理にしたときには、その職員数は市の職員全体から減らすという
ことについて、人事当局との話はできておるのでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 今回委託をメインに出すんですが、それ以外にも職員が
やらなければいけない業務がございますので、例えば大規模な工事ですとか、あと、今回
指定管理、入れることのできない緑地等もございますので、そういったところの検討を行
うことになってくると思います。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 副市長。

○副市長（土屋正典君） 人員配置等についてのことになりますので補足説明をさせてい
ただきますけども、まず、今様々御質問いただいておりますけども、こちらの都市公園条
例の一部改正条例、それから墓園のほうの条例等については、冒頭説明がありましたよう
に、指定管理を導入するとなった場合に必要となってくるので、将来の可能性も広げるた
めに今回条例改正をお願いしとるということをごさいますて、当然こういったこと、文言
を書けば、指定管理についてのお尋ねも若干あると思いますので、例えばということ
で回答させていただいておりますけども、現在において、必ず指定管理を導入するというふ
うに決定しておるわけではございません。あくまでも可能性を広げるための条例改正であ
るというふうに御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 ただ制度をつくるだけだというお話ですけれども、今回の補正予算に
既に審査会の報酬が上がっておるんですよね。これって指定管理に移行するということが
前提で予算が上がっておるんじゃないんですか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

宇佐見経済建設部長。

○経済建設部長（宇佐見恭裕君） 先ほど来の答弁でお話ししております、昨年度にサウ
ンディングを行いました。我々としては、今の豊明市の持つておる公園とかの魅力をか
に引き出せるかという方法が今の段階では見いだせておりませんでしたので、サウンディ
ングにおいて、こういう使い方もできるんじゃないかというようないろいろなアドバイ
スをいただいたところです。そのアドバイスに従って、今回はプロポーザルにかじを切るた
めに、仕様書を作ってプロポーザルを一回実施してみようと。ただし、このプロポーザル

において、あまりにも高額なお金がかかるようになったりとか魅力の充実が望めないのであるならば、すぐには指定管理者のほうの制度に移行するということは考えておりませんので、現段階でまずは探るということで、今回の条例改正ということでお願いをしておるところでございます。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 公園の管理、先ほども言いましたけれども、平成30年度の決算書とか実績報告書で見ると1億4,000万、非常に大きな費用がかかっているわけですね。その経費が、例えば1,000万とか2,000万とか節減されるとかというんだったら理解ができると思うんですけども、今までの答弁を聞く限りでは、そういった経費節減ができるという見通しもあまりはっきり立っていないようです。また市民サービスの向上も、老朽化しているからサービス向上するということなんですけど、老朽化しているものを新品に替えるのは、これは指定管理者がやっても市がやっても同じことで、どういうサービスが向上するのかということも、結局今までの御答弁の中ではよく分かりません。

結局、指定管理にしても、コストも下がらない、それから職員も減らない、シルバーや地元業者の仕事が失われるか、あるいはシルバーや地元業者が指定管理者の下に入って中間マージンを搾取されるか、その分市のほうの契約額が上乘せになるか、結局そういうことにしかならないのではないかなという、そういう印象を強く持ちましたので、この議案第69号の都市計画公園条例の一部改正については、メリットがないというふうに考えざるを得ないので、反対いたします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 議案第69号について、賛成の立場で討論いたします。

私の地元にある都市公園、大原公園ですね、こちら、よく利用させていただいております。私も地元の有志の団体で、この大原公園の草刈りをする団体があるんですね。そちらで私も一緒になって汗を流して、年に何度か草取りをさせていただいております。そういったことをやってみえる方だと分かると思うんですけども、市が年に2回、3回、業者さんを入れていただいて草刈りをしていただく。それでも夏場になってくると追いつかない

んですよね、芝生とかも。そうなってくると、結局公園を利用することができない。その他、芝生の広場を利用することができない。これはやはり市民サービスの低下につながるのかなと常々思っておりました。

それで、こういった指定管理になることによって、その辺りもきめ細かに対応していただいて、いつも公園がきれいな状態で市民の方が使っていただけるような環境にしていたのであればいいのかなと思っておりますので、私は賛成です。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第69号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 賛成多数であります。よって、議案第69号は賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、会議の途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

午後 2 時 7 分休憩

午後 2 時 1 7 分再開

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

続いて、議案第74号 令和2年度豊明市一般会計補正予算（第7号）のうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

中野都市計画課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 議案第74号 令和2年度豊明市一般会計補正予算書（第7号）のうち、都市計画課所管分につきまして御説明いたします。

補正予算書の9ページ、10ページをお開きください。

下段、8款4項3目 街路事業費、説明欄、事業損失補償費149万7,000円は、桜ヶ丘沓掛線道路築造工事の完了後に行った事後調査による近隣の家屋等に変状が確認されましたので、その変状に対する補償費です。

その下、4目 公園事業費、説明欄、都市公園等指定管理者審査委員会報酬5万8,000円は、指定管理者の候補者の選定を行うための委員会報酬です。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤下水道課長。

○下水道課長（近藤 潔君） 続きまして、下水道課所管の歳出補正予算を御説明いたします。

補正予算書の9ページ、10ページをお開きください。

下段、8款4項5目 都市下水路費、説明欄、他会計補助金81万5,000円の増額は、5月より産休に入りました職員1名の代替として会計年度任用職員を雇用するものです。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 高木学校教育課長。

○学校教育課長（高木安司君） それでは、学校教育課所管分について、歳出より説明しますのでよろしくお願ひいたします。

11ページ、12ページを御覧ください。

10款1項2目 事務局費は308万円の増額です。説明欄にありますとおり、G I G Aスクールサポーター業務委託に伴うものでございます。その下段、3目 教育振興費156万4,000円の増額は、主に沓掛中学校の支援員を1名増員するものです。最下段、10款2項1目 学校管理費1億6,276万5,000円の増額は、主に小学校児童にタブレット端末を整備するものです。

次ページを御覧ください。

10款3項1目 学校管理費8,280万円の増額は、中学校生徒にタブレット端末を整備するものです。その下段、10款5項3目 学校給食費1,342万4,000円の増額は、主に給食センター更新に向けた調査費用です。

さらに歳入について説明しますので、5ページ、6ページをお開きください。

14款2項7目 教育費国庫補助金1億5,877万円の増額は、主に小中学校に導入されるタブレットに対する補助です。その下段、15款 県支出金は、道徳教育の抜本的改善・充実に係る委託金です。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

失礼しました。高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 委員会における質問の要求書がございましたので、それについて説明したいと思います。

給食センターの官民連携手法調査業務の調査内容の分かる資料ということで、1枚、委託業務内容の一覧を出させていただきました。今のところあくまでも案ですので、こうい

った形で進めるということで御理解いただきたいと思います。

まず最初に、基本事項の整理として、現況の運営状況等を踏まえ、新施設の施設計画、運営計画、業務内容について、私どもの意向を勘案しながら検討・整理を行います。それから2番に入りまして、学校給食センターの整備運営内容の検討として、下の4項目の検討を行います。特に重要視されるのがP S Cと書いてある試算でございまして、これは従来の整備手法、公設公営、もしくは公設民営した場合の設計費、建設費、維持管理費、運営費など、市の財政負担額を試算するものでございます。こうした検討内容を受けまして、3番の事業スキームの検討に入ります。これは導入可能性のある各事業手法についての事業範囲、事業期間等を検討するものでございます。次に、4番のV F Mの確認といたしまして、これは先ほど説明しましたP S Cの試算を使って、従来型と導入可能性のある官民連携手法とのコスト比較分析を行いますとともに、給食サービスの質の分析を行って、このV F Mの確保の可能性を検討いたします。それが終わりますと、5番の民間企業の事業参入意向調査として、本事業を官民連携の手法で行う場合の民間事業者の事業参入の可能性についての条件、採算性や収益性を分析し、民間事業者の参入意向を把握いたします。最後に、6に総合評価としまして、今まで検討してきました1から5までの内容を踏まえて、本事業を官民連携事業としての実施することの適合性・実現性等を評価し、その結果、効果があると認められた場合につきましては、事業の実施に当たっての課題を整理し行うものでございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑についてはページ数を示してからお願いします。

質疑のある方は挙手を願います。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 9ページ、10ページをお願いします。

8款 土木費、4項 都市計画費の3目ですが、事業損失補償費で149万7,000円、これは7件分というふうに伺っておりましたが、具体的にどういったこと、もし細かく分かれば教えてください。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

中野都市計画課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 補償費の7件分になります一番高い事案が約58万8,000円になります。こちらのほうは、タイルの貼り替え、木製建具の調整、サッシの調整、クロスの貼り替え、土間コンクリートの目地切れ等になっております。一番値段の低いものが

約3万7,000円となっております。こちらのほうは土間コンクリートのクラック補修等になっております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかによろしいですか。

近藤委員。

○近藤善人委員 11、12ページのGIGAスクールサポーターの業務内容と、どんな人になるのか、人材の要件をお願いいたします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木学校教育課長。

○学校教育課長（高木安司君） 今考えております、やっていただくことは、ICT環境整備、これから進めていくんですけど、その設計と、それを使って、またやっていきますけど、仕様マニュアル等ルールの作成、あと、使用方法を学校に周知するとか、そういったことを今考えております。要件としましては、そういった会社におった方でたけた方ということを考えております。

以上でございます。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤善人委員 ICT支援員という方がおられると思いますけども、その人がこの業務に就くということはないんでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木学校教育課長。

○学校教育課長（高木安司君） 既にICT支援員につきましては、今学校で行われておるICT活動についてのいろいろ相談に乗っておりますので、これはまた別に設計等をやっていきますので、その中でアドバイスをいただいてやっていきたいと思っております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 10ページの先ほどの事業損失補償費のところに戻っていただいて、まず、今回のこの補償費の額というのは、全額市が負担なのか、業者も一部負担をした残額、残額といいますか、と別の額を市が負担するという事になっているのか、その点についてまずお聞かせください。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 全額市が負担することになっております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 12月補正でこれは上がってきて、私たちは反対したわけですがけれども、そのときの聞き取りで、こういったクラックなどは振動等で起こるということだろうということ、例えばH溝の打ち込みとか矢板の圧入、それから、砂利を積んだダンプカーの通行、それから土砂の転圧、そういったときの振動測定が行われているかというふうに、これは都市計画課のほうへ出向いて課長にお聞きしたと思いますが、それが十分できてなかったということですが、ということになると、この振動法の規制が遵守されたかどうかは不明なわけですが、その後、その業者から、そういうことですので、データは出てきていないということなんでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 振動の測定については、市のほうで業者に依頼しましたものが市のほうに出てきておりまして、それを12月議会のほうでお答えさせていただいたと思います。それ以外のもの、工事期間中全ての振動測定をなささいということはありませんので、それ以外のものについてはデータのほうはございません。それをもって業者の管理が一部不十分だったというふうには考えておりません。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 同じく11ページ、12ページの道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援委託料というのがあるんですけども、これ、全部国費か県費かなんですけども、道徳教育の抜本的充実が求められるようになった背景というのが分かればお願いいたします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 今まで道徳教育について、今度から教科化ということがされますので、そういった形に合わせた形で、今回外部講師を招きまして、教員の質的向上、効果的な指導方法、評価方法の確立を図るとともに、生徒には生命の尊重授業などを開催して、実践を通して道徳的な判断力や心情・意欲や態度を育てることを目的に今回業務として上げました。

以上でございます。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤善人委員 では、教職員に対するそういう講習会、講演みたいなものなんですか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 外部講師を招きまして、中で研修会と、あと、できればそういった授業も、研究授業なんかも取り入れていきたいと考えております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤善人委員 委託先というのは、どんなところに委託されるんでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 豊明中学校に委託します。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 また10ページの事業損失補償費のところに戻ります。

市から依頼した分だけのデータが出てきた、その他は測定していなかったということですが、契約約款の29条を見ると、一般的には、まず原則的には、こういった損害を第三者に及ぼしたときは、契約者が損害を補償しなければならないというふうに、これは明確にうたっています。ただ、通常避けることができない騒音・振動とか、そういった理由で損害を及ぼしたときは発注者、市のほうが損害を負担しなければならないということになっております。ということになると、通常避けることができない騒音・振動等であったというようなことを確認しなければ、市が負担しなければならないということにはならないわけですが、その確認ができていないということですよ、これ。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 振動につきましては、施工業者さんのほうが発注書、発注の契約書に基づいて工事を行っております。その契約図書に基づいて工事を行っておりますということで、適正に管理されたというふうに考えております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 先ほどの関連なんですけれども、豊中に委託ということなんですけれども、委託、これ、初等・中等教育局長決定とかいう題で出ていたんですけれども、委託内容として、地域の特色を生かした道德教育の取組、道德教育パワーアップ研究協議会の開催、道德教育の抜本的改善・充実に係るシンポジウム等の開催とあるんですけれども、これ、豊中に委託ということは、校長先生とかがやるわけでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 委託先が中学校ですので代表は校長先生なんですけど、やられるのは先生方でチームを組んでやるという形になるかと思います。委員が言われたのは、代表的な、そういったシンポジウムをやるかとか、そういうこともあると思うんですけど、これ、県のほうからの研究指定校になっておまして、県のほうに、今、私が説明した人の内容で実施計画を上げて認められておりますので、その方向性で進めていきたいと考えております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤善人委員 外部の有識者とか、そういう方を雇うということはないということ。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 中で外部講師を呼びますので、外部の人間は当然入りません。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 13、14ページをお願いします。10款5項3目ですが、給食センター備品購入費について伺いたいと思います。その上の官民連携手法調査業務委託料、こういった形で出ている中でこの備品購入費が出ているんですけれども、これは急ぎでここを出す必要があったのか、その理由を教えてください。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木学校教育課長。

○学校教育課長（高木安司君） 今回、備品購入費で出させていただきましたのは超音波洗浄機でございまして、これ、平成6年に購入しておるんですけど、ちょっと水漏れ等が出て漏電のちょっと可能性が出てきましたので、危険ということで今回買い替えたいなど

思っております。

あと球根皮むき器なんですけど、これも2台ございまして、平成14年と平成18年に購入しておりますので、さび等が出てきておりますので、さびなどが出ますと異物購入につながるので替えたいなというふうに今回出させていただきました。

また、あと移動式パンラックも3台ほど買うんですけど、これも平成11年、12年と古いので、もうタイヤ等がちょっとかなり傷んでおりますので、この辺を民間委託とは関係なく、必要なものとして今回計上させていただきました。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 先ほどの10ページの事業損失補償費のところに戻ります。

先ほど言いましたように、約款で通常避けることができない騒音・振動、地盤沈下等、そういったものであれば市のほうが損害を負担するという事なんですけども、そのことが確認できたかどうかというのが先ほどの答弁でどうもよく分かりません。期間中を通して、そういった通常避けることができなかったということが証明できるようなものが何かあるんですか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 現場のほうには受注者の現場代理人が常駐して、工事のほうを、監理を行っておりました。そちらに常駐して適正に監理しているということを市の監督員が確認しておりますので、注意義務を怠ったというふうには考えておりません。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 いろいろ、矢板を打ち込んだり、ダンプカーが通行したり、土砂とかがあったんですけども、その期間全てそこにいたということですか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 現場代理人のほうは常駐ということですので、工事をやっている最中は常に現場のほうにおるということになっております。離れるときもありますが、その場合は現場代理人の代理となる同じ会社の資格を持った方が監理をしているというような形になっていきます。それを市の監督員が毎日見たかということになりますと、それはちょっとできませんので、やはりそれは何日間に1回というような形で監理してお

ります。主な大きな工事ですね、重要な工事になりますと監督員も毎日見に行くというような形はしております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 現場代理人というのは業者側の人ですので、市のほうの監督者でしたかね、市のほうの担当者が常時見ておればそれは分かるんですけども、現場代理人が見ていたというだけで、そうするともうそれは一方的にこれは信用したということになってしまうんですけど、これでは本当に確認ができたかどうか、例えば一般市民から証明を求められたとしても、証明のしようがないんじゃないかなと思います、いかがでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 通常証明のほうを出すというような行為を現場現場でしていることはない、そういった証明書のほうは出すような……。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 評価証明書じゃないので、証明書を出すとかどうかじゃなくて、説明責任を果たせるかどうかということですよ。市の職員が常時いなくて、業者側の現場代理人に任せて市の職員がいないときがあったのに、その間適切に行われておったという説明責任がそれで果たせるのかということをおっしゃるんです。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 現場の監理の仕方がそのようになっていますので、市の監督員が常駐、工事に対して常駐するということはできませんので、そのような形で現場を定期的に見て、あとは書類のほうを提出していただいて、それで全てで問題ないかどうかというのを判断しております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 ということは、通常避けることができない騒音とか振動であったということは、結局は確認ができないと。何ていうんですか、業者側の現場代理人がいたということで、言ってみれば信用しているだけということかなというふうに思います。

それからもう一点、仮にそういった通常避けることができない騒音であったとしても、受注者が、この契約約款で見ると、工事の施工について、契約者、要するに業者ですね、業者が善良な管理注意義務を怠ったことにより生じたものについては、契約者が善良な管理者の注意義務を怠ったときは、契約者、つまり業者が負担しなければならないというふ

うにこの約款ではなっておるわけですがけれども、契約者、要するに業者が、善良な管理者の注意義務を怠っていないということを市はどうやって確認をしたんですか、これ。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 先ほどのお答えと一緒にあります。要は、現場代理人が常駐をして設計図書のとおり、契約図書のとおり、工事を監理、進行しているということを確認することとなっておりますので、その現場代理人がしっかりと監理しているということを市の監督員が見ておりますので、問題ないというふうに判断しております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 その場合に市の監督員が常時見ていたわけではなくて、時々見に行つて現場代理人から話を聞いて、やっているかということで、そういう確認の仕方なんですよ。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 市の監督員は現場に常駐することはできませんので、適時適時現場のほうを確認して、現場代理人のほうを確認して、あとは書類で確認をして、設計図書とおりの工事がされているということを確認しております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 ちょっと後で質問します。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかに質疑はございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 13、14ページの給食センター活動事業なんですけども、分かればいいんですけども、新しい給食センターは大体何年後をめどにと、あと、候補地が上がってればお願いいたします。候補地は具体的でなくても、何か所とか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答えられる範囲でお願いします。

答弁、高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 早ければ5年後、令和6年ぐらいをめどに今は考えております。候補地につきましては、この中で、今回の委託の中で触れていきますので、その中で検討されますが、調整区域で考えております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 市の職員が現場に毎日いるわけではなくて、確認は厳密にはできていないということです。それで、現にこうやってクラックが生じたりして被害が起きているわけですので、これは何か原因があったわけですね。そのことについて、相手は工事のプロですので、そのプロがやったことで市が全面的に責任を取らなければならないかどうかということについて、業者側と交渉といたしますか、そういうことはしなかったんでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 特定の作業のときにひびが入ったという話ですと、そのときそのときで、そのお宅、住宅の持ち主、所有者と、あと市のほう、施工業者のほうでお話をしているんですが、今回は3年半という長い間の工期の中で、しかも、住宅の隣接する工事場所で工事をしていったということで、正直、どこの工事の振動で今回住宅に亀裂が大きくなったかというのは判断はできませんでした。ただ、ほかの工事の影響ですか、地震の影響等がないということで、工事の影響、ふだんの微量な振動等の、影響で、亀裂が入ったんじゃないかというふうに考えて、工事のほうで、市のほうで補償するというふうに考えております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 14ページの官民連携の関係でお尋ねをしたいと思いますが、現在発注中だろうと思いますが、駐輪場の整備の調査ですけれども、ほとんどPFIが前提になっておったと思いますが、この給食センターについてもPFIが前提になって、事実上前提になっているということなんですか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） あくまでもこれは、先ほども御説明しましたとおり、いろいろな検討を重ねた結果、導き出すものでございますので、ありきという考えではございません。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 PFIでない方法もこれは考えられるわけですが、こういう業

者委託ではなくて市主導で、市で給食センターを造ろうと思えば別にこれは造れるわけですよ。技術者もいますし、財源的にも、PFIのお世話にならなくても、起債を起したりとかという形で調達もできますし、そういう市独自で調査するというのは、同時並行的にやっついていかないのでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 今回計上させていただいたのは、こういった事業計画をする業者さんを使って、そういったノウハウを使って、市がやることは、直接造っていくということは可能かもしれませんが、こういった計画をやるということ自体のノウハウがないものですから、まずこういった形で事業ができるかどうかという検討を、この委託によって突き止めたいと考えております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 私が言いたいのは、給食センターを造るということは、別に委託に出さなくても市でやれることだし、従来やってきたことだし、それを今回調査委託に出して、心配するのは、業者丸投げになって、その出てきた結果のままやっていくということになるのではないかとということをお心配しておるんですけども、その結果、これまでのことを振り返ってみると、例えば桜ヶ丘沓掛線なんかでも、副市長が謝らなければならないような、業者ペースで事が進んでしまったというようなことがあるわけなんですけども、そういったことにならないかどうかということをお心配しておるわけなんですけど、市の主体性でもって、市が造るとしたらこうなるというものをつくらないのかということをお聞きしておるんですが。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小串教育部長。

○教育部長（小串真美君） 委員の御心配ももっともだと思いますが、以前とこういうハード、建設物のやりようがいろいろ変わっております。先ほど御指摘あったような市で直接やる公設公営の方式だとか公設民営というのも、もちろん今回の整備手法の中には入ってくるでしょうし、PFIにおいてもやりようが何種類もありますので、そういったところはこういう研究のプロにお任せして、これから何十億もかけて建設する施設ですので、最もいい形にしていきたいなと思っています。

それから、従来と大きく変わってくる可能性があるのは、附帯事業設備も検討に入れるべきかなと思っています。これ、一財を抑えるために、給食だけを作るのではなくて、給

食を作った後、午後の時間を使って配食サービスをやったりだとか、いろんな可能性があるわけですね。それを今、私たちが持ち得るだけの知識で造っては、本当に従来の形だけになってしまいます。結果的にはそういう形になるかもしれませんが、そういういろんな可能性を、少しこの際ですので費用を頂いて整備をして、今の段階になりますが、将来にわたっていい施設を造っていきたい。アレルギー1つとっても非常に難しい時代になっておりますので、少し費用をかけたいと思っています。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 この調査の委託先はどのようなところを考えておられるでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 経験のあるコンサルタント会社を考えております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 同じく13、14ページなんですけども、この事業を進めるに当たって、私は各校の自校で調理したほうがいいと思うんですけども、そういう話は出てこなかったでしょうか。自分たちの学校で調理するという。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 私どもの規模ですと、基本的には給食センターのセンター方式を取っておりますので、自校方式は今のところ考えておりません。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 これはコンサルに調査委託をされるということですがけれども、それで結果が出てくると、その後どういうふうこれを処理しておられるわけでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） これを受けまして、今度は実施に向けてコンサルとも相談しながら基本決定をしていって、工事の当然基本設計、実施設計を踏まえまして、最終的に五、六年後の新給食センター建設になるかと思えます。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 ということは、やっぱり調査結果が出てくるとそのように進めていくということですね。調査結果は1つの参考にするのではなくて、ほかの案は特になくて、言ってみれば業者丸投げで出てきた調査結果に基づいて行政は進めていくという、そういうことですか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小串教育部長。

○教育部長（小串真美君） これからの話なんで、1つの考えかもしれませんが、他市の状況を見ていますと、ここに出てきた成果物をもって、私どもで1つの方針を決めさせていただきます。それをパブリックコメントにかけて市民の方の御意見を聞いて、どういうセンターがいいのか、そんなような意見も聞きながら決めていきたいなと思っています。

終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 議案第74号の補正予算について、私は反対の立場で討論をいたします。

まず、桜ヶ丘沓掛線の損失補償ですね。これ、約款上は業者負担になっておるんですね。これを免責するには、業者が善管義務を行っていないということがきちっと立証できていないと私はよくないと思います。市が一方的に責任を取るというのは非常に問題だと思います。それで、先ほどの質問の中でもありましたけれども、きちんとデータが取れて、その期間のデータが取れていたわけではないし、市の現場監督員が常駐していたわけではない。そういう中で業者と負担割合の交渉もせずに、一方的に市が税金をもって負担をするというのはいかななものかなと。これは12月の予算のときにもそういう趣旨で反対をいたしました。その考えに変わりはありません。

それから、給食センターの官民連携の手法調査ということですが、先ほども言いましたように、これまで、官と民でやっていくということですが、官と民の中で、残念ながら官が民に非常に劣る、民を使い切れていないということで、桜ヶ丘沓掛線などは8億の予算が13億にまでなってしまったというような苦い経験があって、それ以外にもそういう問題がいろいろ起きていることを考えると、調査委託を出す前に、市として給食セ

ンターをこれからどうしていくのかということ、市にも技術者もいるわけですので、そういったことをまずきちっとやるべきだろうと。そういった市の主体性を持った上で、調査機関による調査結果も使っていくということならできますが、そうでなければ調査機関丸投げ、調査機関全面依存、外部に全面的に依存して事業を進めていくということに結局はなっていくだろうというふうに思いますので、これは賛成できません。

ということで、反対といたします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 議案第74号 令和2年度豊明市一般会計補正予算（第7号）について、賛成の立場で討論いたします。

おおむね見ていきますと、適正な補正であるのかなというふうに理解しておりますが、2点だけ言っておきます。

G I G Aスクールサポーターの業務委託料、今後国が示すG I G Aスクールの構想を進めるために重要な役割になるのかなと思っておりますので、これの委託先、それに関してはしっかりと慎重に選考していただきたいなと思っております。

もう一点、給食センターの備品購入費ですが、先ほどの答弁を聞く限りでは、子どもたちの給食、食の安全を確保するためには、これの更新は今早急に必要かというふうに思っておりますので、この辺りも適切な執行に努めていただきたいと思っております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 議案第74号に対して、賛成の立場で討論いたします。

G I G Aスクールサポーターについてはタブレット導入が前倒しされたわけですがけれども、その環境整備もまだまだ遅れているようで、これは早めにやっていただくことを要望しておきます。

また、道徳教育の抜本的改善については、今、学校の先生たちは大変何か困っているような、そういう話も聞いております。どうやって指導していいのかということとかしっかりと、豊中へ委託ということなんですけども、外部の専門家の先生に来ていただいて、ちゃんとした道徳教育が進められるようお願いいたします。

あと、給食センターなんですけども、老朽化ということで、非常に夏は暑く、冬は寒い中で職員の方が働いていらっしゃいます。これは早急に進めていただいて、子どもたちに安心・安全な給食を食べていただくようお願いいたします。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し採決に入ります。

議案第74号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 賛成多数であります。よって、議案第74号のうち本委員会所管部分については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第75号 令和2年度豊明市下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案につきましては、既に本会議で近藤下水道課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 議案説明のときに産休の代替パートというふうに聞いたような気がしますが、産休ですか、育休ですか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

近藤下水道課長。

○下水道課長（近藤 潔君） 産休になります。

終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

マイクに近づいてください。

○ごとう 学委員 産休ということだと、産休は今、豊明は8週・8週、合わせて16週、今、約4か月ですか。4か月で81万5,000円というのは、8週・8週、週5日で約80日ぐらい。1日1万円ぐらいということですがけれども、会計年度任用職員でこのぐらいの金額になるものなんでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

近藤下水道課長。

○下水道課長（近藤 潔君） 今現在産休に入られている職員は、今、産前の休みを取っ

ているんですけど、今後産後のほうも取る予定ですので、一応会計年度任用職員さんにつきましては、お認めいただければ7月から3月までの8か月ということをお願いをしたいと思います。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 産休ということですので、7月から3月まで、ちょっとその産前の4週間と産後の4週間でさらに超えていっていませんか、3月ということは。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） 産休の後に産後も取られるということを知っていますので、引き続き産休と育休も取られるということを知っていますので、私が今申し上げたように、7月から来年の3月までの8か月間ということになります。

終わります。

○ごとう 学委員 分かりました。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第75号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。議案第75号は全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第76号 令和2年度豊明市一般会計補正予算（第8号）のうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

秋永産業支援課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 議案第76号、豊明市一般会計補正予算（第8号）、産業支援課分について御説明いたします。

歳出について、主なものを御説明いたしますので、6ページ、7ページをお開き願います。

中段、7款1項2目 商工振興費、商工業振興補助事業、右側説明欄、新型コロナウイルス

ルス感染防止対策補助金500万円は、市内小規模店舗が新型コロナウイルス感染防止対策として新たに設置した備品の経費に対して、1事業者10万円を上限に10分の9を補助するものでございます。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 高木学校教育課長。

○学校教育課長（高木安司君） それでは、学校教育課所管分について御説明申し上げます。

6ページ、7ページでございます。最下段、10款2項1目 学校管理費は503万9,000円の増額です。これは夏の酷暑期間に小学生児童に対し麦茶、500ミリリットルのペットボトル入りでございますが、これを提供するためのものでございます。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 6ページ、7ページの7款 商工費、1項 商工費の2目 新型コロナウイルス感染防止対策補助金、これの対象となるもの、多分消毒液とかだと思っておりますが、具体例を幾つか挙げていただいてもいいでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

秋永産業支援課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 飛沫防止対策として、例えば客席等の隔離用のつい立てですとか飛沫防止カーテン、室内換気対策としてはサーキュレーターなど、あとは防汚除菌対策としては消毒液等などを検討しております。

以上でございます。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 今お示しいただいたものなんですけども、これに類似するようなものも枠としては支給対象というか、給付対象にするお考えはありますでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 秋永産業支援課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 新型コロナウイルスの感染拡大に資するものであれば、個別具体的に判断をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤善人委員 非接触型の体温計なんかは対象になるでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

秋永産業支援課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） それを購入したことによって、例えば熱の高い方をちょっと入店をお断りするとか、そういった形で感染防止拡大に御活用なされるのであれば、対象として検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今回は、1月1日以降ですか、要するに遡って補助金の対象にされるということです。それで私は別にそのことに反対ではありませんが、今までは補助金交付規則で、事業に着手してからでなければ補助にならないということで、かなり相手の立場も考えてあげなきゃいけないようなときでもかたくなにそういうことをやってきたわけですけれども、今回これ、そう大した金額でもないのに、なぜ今までかたくなに守ってきた原則を破ってこういうことにするのか。それから、その法令上の根拠といいますか、条例上の根拠といいますか、それはどういうふうになっているのか、御説明をお願いします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

秋永産業支援課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 本来であれば、そこまで遡る必要性だったりとかというところもある、もともとの補助金の交付のルールの中ではありますけれども、今回コロナの感染症が拡大したのが2月とか3月とか、年度をまたいだ前からかなり拡大しております、その当時から、例えば対策をちょっと考えていた事業者さんとか、そういったところを補助してあげる必要性を考えたことが、今回1月1日まで遡った理由でございます。

あと、法令上については、これが市民にとって不利益でないものであることから、運用上のルール上も問題ないかというふうに考えております。

以上でございます。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 ということは、やむを得ない事情があればこれからも、着手以後でも補助金の対象にすることはあり得るといふ市の方針の下に、この今回の方針が出てきておるんでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

秋永産業支援課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） このたびは特に命に関わる新型コロナウイルスの感染防止対策に対する補助金でございますので、特にこれは事業者さんを守るためにも、遑った補助制度が必要だというふうに考えました。

以上でございます。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 下に移りたいと思います。

10款の教育費なんですけども、消耗品費で、これ、本来夏休みだったところで登校する日ができてくる、そのところでペットボトルを配布したいよという考えだと思います。ペットボトルですので、いかんせん、使った後、どうしてもペットボトル、ごみとして残ります。こういったところで対策は考えていますでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 午前中に配送する予定でございます。それで、飲み終わったものは学校でストックしていただいております、次の日のまた午前中に配送しますので、それを業者が回収する予定でございます。以上でございます。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 では、その条件も含めてということですね。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） そのとおりでございます。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 同じく小学校管理事務事業なんですけども、まず、お茶にした理由と、アレルギー対策でお茶がいけない子は水にするということなんですけども、お茶にした理由をお願いいたします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） ミネラル分の補給という観点もございまして、一番夏に飲み慣れた麦茶ということで選択させていただきました。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤善人委員 これは短期間なんですけれども、一番最初にお水がいいかお茶がいいかという選択制、それを選択したらずっとなんですけれども、そういう考えはないでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） この後、やはりアレルギーとか、外国籍の方でこういったものが飲み慣れていない方もおられますので、この後学校に調査をかけまして、配布までには希望を取った形で、ミネラルウォーター・麦茶というふうに配っていきたいと考えております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 つまらない聞き方します。

先ほど御説明のときに、500ミリリットルのペットボトル、麦茶だというふうにおっしゃっていらっしゃいましたけれども、このところ主流は600になっているんですよね、麦茶というのは。そういったところも、600である可能性も出てくるのでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） これ、500ミリリットルが一応その仕様の内容ですけど、同等のもの以上でしたら問題ありませんので、業者のほうで600ミリを入れてくるという話になれば別にその辺は問題ないかと思えます。

以上でございます。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 本会議質疑でもあったかと思いますが、この一番上の本庁舎中央監視装置の……。

（総務ですの声あり）

○ごとう 学委員 失礼、失礼。同じページだったから間違えちゃった。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかによろしいでしょうか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

○建設文教委員長(ふじえ真理子議員) 討論を終結し、採決に入ります。

議案第76号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○建設文教委員長(ふじえ真理子議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第76号のうち本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、会議の途中でありますが、10分間の休憩といたします。

午後3時7分休憩

午後3時17分再開

○建設文教委員長(ふじえ真理子議員) 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

それでは、請願第3号 豊明市立図書館栄分室の閉鎖について再検討を求める請願を議題といたします。

請願者の青木様及び橋山様より請願の趣旨説明の申出がありますので、5分以内で説明をお願いします。5分がたちましたらベルで合図をさせていただきますので、終了いたたくようお願いします。

では、始めてください。

○請願者 1人5分。

○建設文教委員長(ふじえ真理子議員) 全体で5分です。

お願いいたします。

○請願者 図書館栄分室の閉鎖を考える有志の会代表、青木佐介です。

本日は陳情に貴重な時間をいただきましてありがとうございます。朝からずっと待っています、非常に腰が痛くなりました。

去る5月26日、それから28日、栄分室で説明会がありました。その後、有志の会を結成し、1週間余りで1,100名を超える署名をいただきました。そして、本日も404名の追加署名を議長に提出したところです。

図書館栄分室の閉鎖についての議案内容は、議員の一般質問、新聞報道、本日の委員会審議で内容十分にお分かりのことと思いますので、請願の補足説明を加え、次の2点を強く要望いたします。

請願1、栄分室と児童クラブの併設を目指して再検討すること。

請願2、一方的に栄分室の閉鎖を押しつけるのではなく、住民との話し合いの場を設け、合意形成の努力をすること。

以上2点を強く要望いたします。

補足説明としましては、署名活動では、栄分室を閉鎖することに反対、再検討してくださいとの要望が大多数でした。その理由は、栄分室を閉鎖、改装しなくても、今の分室の空きスペースを利用し、放課後子ども教室が運営できると多くの住民が、学校参観とかいろんなところで学校の中を、内容をよく知っております。また、1クラス35人学級にということですが、現在の各学年には学習室が各1つずつあります。これを充当すれば問題は解決すると思います。これはあくまでも学校との話し合いが必要だと思いますけど。以上の理由から、放課後子ども教室のための栄分室の閉鎖、改装は必要なくなります。図書館条例の一部改正も必要なくなると思います。ただし、桜ヶ丘のひまわり児童館、その児童クラブを学校に持ってくるのであれば、収容するハーモニー教室と2教室の改装は、この9月から着工する必要があります。

以上、図書館栄分室と放課後児童クラブの併設が実現できるよう、再検討を強く要望いたします。

時間が短いので、終わりに、栄小学校は栄学区の住民とともに、その一角にある栄分室もまた栄学区の唯一の文化施設であります。住民不在の強硬な施策決定は、選挙で選ばれた市民、議員の信頼を大きく損なうものであります。今後、地域住民との溝をつくる要因ともなりかねません。早急に地域住民、学校、市関係者と話し合い、合意形成を図ることを強く要望いたします。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ありがとうございます。

本請願については、紹介議員が既に本会議場にて趣旨説明をされましたが、さらに補足説明の申出がありましたので、説明をお願いします。

林 ゆきひろ議員。

○林 ゆきひろ議員 請願の補足説明をさせていただきます。

本当に今回は1,500名を超える方々、多くの方に署名をしていただいております。今回の請願について私が最も申し上げたい点は、なぜこんなにも早急に、しかも、このようなコロナ禍のタイミングで栄分室の閉鎖を決めてしまうのかということです。保護者からの要望、地元地域からの要請により、子どもの安全を重視して児童クラブを学校内に移転することは理解ができます。しかし、栄小学校の現状は35人学級で既に運営をされており、学校運営に一番よく御存じの校長先生からも、パソコン教室などの空きがあるという

ふうにおっしゃっていただいております。さらに、栄分室の場所にできるのは児童クラブではなく、PTAの方々の会議室、運動会などの行事の準備の部屋、放課後子ども教室で使用するということなことです。会議室や準備室、これを作るために新しく工事をする必要はないと考えます。放課後子ども教室についても、現状で週3日間開催されているうち、週1日は栄分室を活用しているというのが現状です。栄小学校の放課後子ども教室の利用は1日平均32人の利用というふうに確認しており、他の教室でも十分に対応ができます。年々子どもが増えているということですが、すぐに教室がなくなっていくということではなく、現状では小学校内に児童クラブと栄分室の併設は十分に可能です。今のままですと、住民や利用者との話し合いがしっかりされないままに決められてしまうということになってしまいます。

多くの市民が再検討を求めています。ぜひ委員の御賛同のほど、よろしく願いいたします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 中村めぐみ議員。

○中村めぐみ議員 私の方からも補足説明をさせていただきます。

栄小学校に通っている児童やその保護者の方にお話を聞く機会がありましたので、少し内容をお伝えしたいと思います。

毎日昼放課になると栄分室に本を借りに行け、栄分室には図書室にない漫画がありうれしい。図書室と栄分室と2つあるため、本の種類が豊富でいっぱい選べるのがうれしい。学校に行けば図書室の本も栄分室の本も借りられるので、その環境がなくなるのは困る。今まで当たり前のようにあったものがなくなるのは悲しい、絶対に残してほしいと一生懸命お願いしてくれた児童もいました。休みの日は下の小さな子を一緒に連れて手軽に借りに行けるので助かっている。居心地がいいので長期休みには子どもと一緒に毎日のように通ってしまう。学校の敷地内にあるので、子どもだけで行かせてもほかの図書館より安心して送り出せるなど、まだまだたくさん聞かせていただきました。

今回のことについて、新聞や署名活動で知ったという方がほとんどでした。市の周知のやり方だけでは不十分で、もし何も行動を起こす方がいなければ、気づかないまま過ぎていってしまったかもしれません。質疑の答弁でもありましたが、児童やその保護者には議決されてから結果をお知らせするとのことでした。それでは意味がありません。利用していた方々は誰も納得できません。

もう一度強く求めておきます。行政の意向だけでなく、子どもたちや保護者も含めた利用者の方々の意見を聞く場を設け、合意形成の努力をしてください。

委員の御賛同をよろしく願いいたします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ありがとうございます。

本請願について、当局より、状況等で説明できることがあればお願いします。

吉澤図書館長。

○図書館長（吉澤由美君） 特に申し述べることはございません。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 当局、あるいは請願者への質疑のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 請願者にお聞きしますけれども、この栄分室閉鎖の話を、いつ、どんなふうにお知りになったのでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 青木様、お願いします。

○請願者 私、知ったのは、26日に出席されましたね。そうしたら、こういうことがありますよと聞いて、28日に慌てて出ました。27日と間違えていて、28日に出ました。そういう状態ですね。それで、ほかの人にも聞いたんですが、もうほとんど知らない人が多いね。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかに。

橋山様。

○請願者 私はたまたま、私は館区に住んでいるんですけども、たまたま前後駅へ行くためにあそこの横を通ったら、何か通常と違う看板が出たんで、覗いて初めて、ええ、こんなことがあるのかという状態でした。だからその日、貼り出したそれだけ、それを見なければ全く分かりませんでした。それで、館区長に聞いたんですけども、館区長もその話は、この説明会の1日か2日前にその話を初めて聞いたと言っていましたね。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかに質疑のある方はございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 署名に実際回られたと思うんですけども、署名に回られたときの市民の反応、先ほどの陳述の中にも幾らかはありましたけども、市民の皆さん、どんなようなふうに反応されていたか、お聞かせいただきたいと思います。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁を願います。

青木様。

○請願者 私は特に子どものいる家庭を中心に、栄小学校に通っている、中心に署名、お願いに行ったんですが、児童館を栄小学校へ持っていくという件は皆さん賛成ということでした。だけど、今言う、説明不足で決まったと。分室を壊すんだという話は、皆さん納

得しませんでした。聞いていないと、そんなことがあるのかという話でした。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 橋山様。

○請願者 同様、私も回りましたけれども、特に大根の辺りですね、大根の辺りの人は、栄小学校へ通っている人と館小学校へ通っている人があったんですが、館小学校へ通っている人は、栄小のあそこに図書館があることも知らなかったという人が多くなって、これは図書館のPRの不足だなと感じたんですけども、やはり、そんなところにあるなら便利だねということを書いて、それはあったほうがいいなということではあったんです。ですから突然、それはあるものが突然消えるなんて、それはおかしいですねという意見が多かったですね。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかに。

青木様。

○請願者 その件で、私のほうも陳情というか、署名に行ったんですが、あそこに栄分室があるということを知らなかった人がたくさんいました。多分行政のほうでもう少しアピールして、図書館があるよという、図書館で何か催物をするとか、そういう工夫が必要かなと思います。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 橋山様。

○請願者 図書館について言いますと、本館も含めた豊明市の図書館の利用率、これは長久手市とか日進市に比べると非常に劣る。物すごい低いんですね。3分の1ぐらいの利用率ですね。これは図書館のPR不足、あるいは新しいものをうまく買わないとか、そういうことだと思いますんで、月岡議員も言っておられましたけども、もうちょっと図書館、文化の拠点であるということ認識して、PRに励んでほしいということも含めてお願いしたいと思います。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかに質疑のある方、ございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 ほかにないようですのでお聞きしますけれども、請願者は、子どもの学校からひまわり児童館への見守りも、もう10年ですか、何か長いことやっておられたというようなふうに新聞に書いてありましたけれども、その間にこれは危険だというようなことも、すぐにでもそこまで通うのはやめなければいけないと思うような、そんな危険なことがありましたでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

青木様。

○請願者 青木です。

私、10年以上やらせていただいておりますけども、学校の東門に行って、それからひまわり児童館まで、今言う10分送るんですが、その間交差点に、落合区からパトロール隊が交差点に4人。東門に迎えに行くのは桜ヶ丘のパトロール隊2人行って、あと先生、先生1人、服部先生といって熱心な方がおられますけども、その先生がついてきてくださって、あとはみどりのおばちゃんかな、交通整理やったおばちゃん、あのおばちゃんがついてきてくれて、全部でスタッフ7人で、交差点に4人について、あと4人で子どもを送っていきます。送って、ひまわり児童館まで入れるんですけども、その間特別これという危険性というんですか、そういうのは一回も経験したことはありませんけどね。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 他にございませんか。よろしいですか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 じゃ、最後にもう一つお聞きしたいと思いますけれども、この請願書には、特に児童クラブの学校への移設に反対とか、そういうことは書いていないように思いますけれども、児童クラブの移設に反対しているというわけではないということなんでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

青木様。

○請願者 新聞に書かせてもらいましたように、私は反対するよりも賛成なんですけども。5分しかないということで、初めはいろいろもっと教室の件、それから、0歳から5歳ぐらいまでの調査をして、いろいろ、教室がどういう形で空き教室を利用したらいいかということに関してもいろいろ作ったんですが、5分ということで全部削除して、ようやくこれで5分に収まりました。もっと言いたいことはたくさん、細かいところまであったんですが、そういうことになりました。

以上です。だから反対じゃないです。賛成です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

橋山様。

○請願者 私も副ですけども、児童クラブを校内に持ってくるということは賛成でございます。それで、児童クラブの横に図書館があると、これはすばらしい子どもたちへのプレゼントになると思っております。そういう環境、すばらしい環境になると思う。それをぜひ議会の皆さんもイメージしていただいて、児童クラブと公共の図書館とが併設されるということ、ぜひ実現するようにお願いいたします。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかに質疑はよろしいですか。

青木様。

○請願者 名鉄電車から南側には、これといった文化施設は1つありません。こちらに図書館が2つも偏つるという話、教育部長、盛んにしていましたけども、まともな図書館とは私たちは思っていないんですよ。今、前後の南部公民館の図書館はほとんど受験生、子どもたちが本の閲覧する間に入って、長テーブルを4つ構えて対面しながら、約十五、六人かね、いつも一生懸命勉強していますけども、コロナの関係でこれからもっと減るんじゃないかということで、図書館としてのていをほとんどなしていないというのも現状です。ですから、名鉄電車から南側にある唯一の文化施設として、私は残していただきたいなど、分室を、と思いますけど。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかによろしいですか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今のお話を聞いて、この栄分室の閉鎖というのが地域住民の全く知らないところで事実上決められて、そして、唐突に発表されたということを再認識いたしました。

児童の安全確保、これが非常に大きな理由の1つになっておりますけれども、見守りの人たちのおかげで確保されて、一刻を争うほどの緊急性、分室の閉鎖を一刻を争って閉鎖しなければならないという、そんな緊急性がないということもよく分かりました。放課後児童クラブの移動に反対しているというわけでもなくて、むしろ放課後児童クラブと並存できるようなよい策を考えるために猶予期間を設けてほしいと、話合いの場を設けてほしいということで、これは先ほど委員会の討論でも言いましたけれども、教育部長や教育長が企画課長、行政経営部長のときに策定された、中心になって策定された豊明市の総合計画の中にも、目指すまちづくりの姿として、市民の意見を吸い上げる、そういう市にしたいというようなことが書いてありますし、透明性が高い行政運営で市民に開かれたまち、本当によく御承知のことではないかなと思います。もし御承知でなかったら、コンサルに丸投げして、コンサルに書いてもらったのにめくら判を押しとっただけということになってしまいますので、そんないいかげんな仕事をする人ではないと私は思いますので、ぜひこの総合計画をつくったときの初心に戻っていただいて、しっかり、このままでいかど

うか、このまま進めていかどうか検討していただきたいというふうに思います。

請願には賛成といたします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 久しぶりに青木さんとお会いできて、本当にありがとうございました。また橋山さん、初めてお会いしますけど、お疲れさまでした。青木さんには市民活動家として大活躍していただいて、随分私たちも長年にわたって厳しいお言葉をいただきました。ある意味、感謝もしております。

私も先ほど厳しいことを申し上げていますが、ただ、放課後児童クラブについては反対はしないと。大変ありがたいなと思っております。やはり青木さんも長い間通学路の担当で、子どもたちの安全を助けていただいたと。私も豊小で交通安全、10年やらせていただきました。議長になってどうしても時間が取れなくて、丸10年で終わっちゃったんですけど、同じように長い間やらせていただきました。

行政といいますのは、やはり市長が全体的なことを考えながら、将来に向かっていろんな議案を考えていただく。幹部会とか庁舎内のそういったところに、こうしたことをしたいという発案をされて形が出来上がってくるものなんですけど、それは決して間違いでも何でもないと思っていますし、将来的に児童たちの安全が確保されて、学校内でまた新たな方向に向かっていけばと思います。

それで、学校の校舎の使用というのは、やはり校長さんにあるわけですね。全権、または全責任。先ほど校長先生が、教室も空いているのにという、若干ちょっと私もクエスチオンのようなふうを受け取ったんですが、ちょっと行き過ぎた発言かなと思いますね。青木さんに対するリップサービスかなと。青木さんには逆らえない人が多いもんですから、校長といえども。そんな気がしておりますが。

そういったことで、やっぱり行政というのはどんな場合でも、市長の発案、そしてそれを、形をつくるために行政の幹部の人たちがいろいろ知恵を絞り、予算を組んで、将来にわたっていい方向へ向かうという、そういったのが行政の在り方でありますので、それは何ら間違っていないし、いいと思います。ただ、やはり、先ほどの議案第63号で申しあげましたように、市民の皆様に対するそういった説明においては、私は本当に怒りを感じるような気もしています。本当に市の職員として、市長から提出された案を実現するために汗を流そうとしている、そういう気持ちを感じられない。そういうふうに思いました。やはりそれは一議員としては、市職員が市民の皆様本当に理解を得る、そういった努力をしてくれなければ、どんないい議案が提出されても、これは市民の皆様からお叱りをいただくのは当然、そういったことは起こってくるのは当然だと思っています。そういった意

味から、私は厳しいことを申し上げましたように、附帯決議の中でもまた新たなことを申し上げますので、その内容に触れることはできませんが、そういったことに対しては、職員の皆さんには厳しくこれからもやはり物を言わなきゃいけないと思っております。

しかし、皆様の努力、そして1,523名の署名の皆様、本当に努力をされて汗を流していただいたことには感謝申し上げますが、この請願について、再検討を求める請願については、本当に申し訳ありません、私は賛成はできません。やはり、やって初めて形をつくり上げていくのが市長以下当局の仕事ですから、その出された議案を形にして子どもたちのために役に立つ、そういった形をつくり上げるのも大事な重要な仕事でありますので、まずそれを優先していただく。そのほかに、先ほどから本当に、名鉄の南側の重要な文化財、そういったことをおっしゃいましたが、そういったことも前から気にはしておりましたので、どこかでまたそういったことに触れていきたいなと思っておりますので、そういったことにまた期待を寄せていただいて、私も発言をしていきますので、今回青木様にいろいろとお世話になってはいますが、それでも請願には賛成はできませんので、申し訳ありません、この再検討を求める請願に対しては反対討論とさせていただきます。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかに討論ございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 簡単に。

議案第63号での反対理由により、この請願は採択といたします。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

請願第3号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 賛成少数であります。

よって、請願第3号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたします。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて建設文教委員会を閉会いたします。

午後 3 時 4 6 分閉会